

# 第2次田村市 地域福祉計画

(令和3年度～令和8年度)



令和3年3月

田 村 市



## 第2次田村市地域福祉計画策定にあたって

本市では、「健康づくりと福祉が充実した安全で安心して暮らせるまち」を基本理念として、平成28年3月に「田村市地域福祉計画」を策定し、地域福祉の推進に取り組んでまいりました。



近年、人口減少や少子高齢化の進行、核家族化や単身世帯の増加などにより、地域の中でつながりを持つ機会や助け合いの意識が希薄になりつつあり、私たちを取り巻く地域課題はますます複雑化・多様化しています。

このような中、国においては従来の『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、誰もが役割を持って活躍できる「地域共生社会」が掲げられており、この実現に向けた取り組みが求められています。

このたび策定した「第2次田村市地域福祉計画」は、平成28年3月策定の「田村市地域福祉計画」を継承するとともに、「地域共生社会」の実現に向けた取り組みを推進するため、「地域で支えあい みんな元気で 安心して暮らせるまち 田村市」を新たな基本理念として策定するものです。

この「第2次田村市地域福祉計画」は、地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉、その他の福祉に関して共通して取り組むべき事項、地域における福祉サービスに関する事項、地域における社会福祉事業に関する事項、地域福祉への住民参加に関する事項、包括的な支援体制の整備に関する事項などを盛り込んだ内容としており、これまで以上に市民の皆様や庁内外における連携を深め、「地域共生社会」の実現に向けた取り組みを推進してまいりますので、より一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、専門的な分野及び市民の代表としての立場からご協議いただきました田村市地域福祉計画策定委員会委員の皆様をはじめ、貴重なご意見等をお寄せいただきました市民の皆様に、心より御礼申し上げます。

令和3年3月

田村市長 本田 仁一

# 目次

<b>第1章 計画策定の概要</b> .....	<b>1</b>
1 計画策定の背景.....	3
2 計画策定の趣旨.....	4
3 計画の位置付け.....	4
(1) 社会福祉法の変遷.....	4
(2) 関連計画との関係.....	6
4 計画の期間.....	7
5 計画の策定体制.....	8
(1) 田村市地域福祉計画策定委員会（外部検討組織）.....	8
(2) 田村市地域福祉計画策定検討会・作業部会（内部検討組織）.....	8
(3) 田村市社会福祉協議会との連携.....	8
(4) 住民意見の収集.....	8
(5) 関連計画策定時に実施した市民アンケート調査の活用.....	8
(6) パブリックコメントの実施.....	8
6 地域福祉圏域の考え方.....	9
<b>第2章 田村市の現状と課題</b> .....	<b>11</b>
1 田村市の現状.....	13
(1) 田村市の人口と世帯.....	13
(2) 医療の状況.....	14
(3) 健康づくりの状況.....	16
(4) 高齢者福祉の状況.....	17
(5) 障害者福祉の状況.....	19
(6) 子どもの状況.....	25
(7) 地域活動の状況.....	29
2 地域福祉に関する市民意識アンケート調査結果.....	30
(1) 地域生活.....	30
(2) 地域活動.....	33
(3) 福祉サービスの利用.....	35
(4) 災害時など緊急時の手助け.....	38
(5) ひきこもり支援.....	40
(6) 今後の地域福祉施策.....	42
<b>第3章 計画の基本方針</b> .....	<b>43</b>
1 基本理念.....	45
2 基本目標.....	46
3 計画の体系.....	52

4 各福祉分野計画での取り組み	53
-----------------	----

## 第4章 施策の展開 ..... 55

基本目標 1 医療提供体制の充実	57
基本方針 1 地域医療サービスの充実	57
基本方針 2 救急医療体制の整備	58
基本目標 2 生涯にわたる健康づくりの推進	59
基本方針 1 生活習慣病予防の推進	59
基本方針 2 健康づくり推進体制の強化	60
基本方針 3 母子保健相談体制の充実	61
基本方針 4 こころの健康の推進	62
基本目標 3 高齢者支援施策の充実	63
基本方針 1 生涯にわたり健康で暮らしやすい地域づくり	63
基本方針 2 介護予防・地域支援の推進と介護保険サービスの充実	64
基本方針 3 地域支えあいの推進と見守り支援の充実	65
基本目標 4 障害者支援施策の充実	66
基本方針 1 障害者の生活支援体制の充実	66
基本方針 2 障害者の社会参加の促進	67
基本方針 3 障害者も生活しやすいまちづくり	68
基本目標 5 子育て支援施策の推進	69
基本方針 1 子育て支援の推進	69
基本方針 2 子どもの健全育成の充実	70
基本方針 3 子育て支援拠点施設の充実	71
基本目標 6 安全安心に暮らせる環境づくりの推進	72
基本方針 1 相談体制・情報提供の充実	72
基本方針 2 生活困窮者や要配慮者等への支援の充実	73
基本方針 3 虐待の防止と権利擁護の推進	74
基本方針 4 安心して暮らせる環境の整備	75
基本方針 5 災害時等における支援体制の構築と防犯対策の推進	76
基本目標 7 地域福祉の充実	77
基本方針 1 官民協働による福祉活動の充実	77
基本方針 2 地域福祉を担う人材等の育成と支援	78
基本方針 3 包括的な支援体制の整備	79

## 第5章 計画の推進 ..... 81

1 関係機関との協働による推進体制	83
2 計画の進行管理及び普及啓発	83
(1) 計画の進行管理	83
(2) 計画の普及啓発	83

**資料編 ..... 85**

1 田村市地域福祉計画策定委員会 .....	87
田村市地域福祉計画策定委員会設置要綱.....	87
田村市地域福祉計画策定委員会委員名簿.....	88
2 田村市地域福祉計画策定検討会・作業部会 .....	89
田村市地域福祉計画策定検討会設置要綱.....	89
田村市地域福祉計画策定作業部会設置要綱.....	90
田村市地域福祉計画策定検討会・作業部会会員名簿.....	91

# 第1章

## 計画策定の概要



# 第1章 計画策定の概要

## 1 計画策定の背景

地域福祉とは、住み慣れた地域で人々が安心して暮らせるよう、地域住民や公私の社会福祉関係者がお互いに協力し、支えあいながら、地域における福祉課題の解決に取り組む考え方です。地域福祉の推進にあたっては、自助（一人ひとりの努力）、互助（住民同士の支えあい）、共助（社会保障など相互扶助）、公助（公的な福祉サービス・支援）が、それぞれの強みを発揮しながら連携・協力していくことが重要です。地域福祉の推進によって、思いやりや支えあいの心が生まれ、年齢や障害の有無にかかわらず、誰もが安心して自分らしく充実した生活を送ることができるような地域づくりにつながります。

しかしながら、近年は人口減少や少子高齢化の進行、核家族化や単身世帯の増加などにより、家庭内の「絆」が弱まってきていることや、一人暮らしや夫婦のみの高齢者世帯の増加、家庭内暴力やひきこもりなどの家庭の問題の顕在化、生活困窮者の増加や子どもの貧困問題の深刻化など、私たちを取り巻く課題やニーズは複雑化・多様化しています。

また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災とその後の東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う原子力災害では、尊い生命や生活の拠点を失うなど大きな打撃を受けたほか、令和元年10月に発生した台風19号では、川の氾濫や土砂崩れなど甚大な被害が生じており、地域における新たな支えあいの意識を高め、連携を図っていくことの重要性を改めて認識したところです。

さらに、令和元年12月に中華人民共和国湖北省武漢市において確認された「COVID-19」（新型コロナウイルス感染症）については、令和2年4月の緊急事態宣言以降、市民の日常生活はもちろん、介護施設や医療施設等においても、ウイルスの持ち込み・拡散の防止や、新しい生活様式を意識した見直し・工夫が必要となっています。

多様な地域課題を受け、国においては従来の『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な団体などが主体的に『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく「地域共生社会」が掲げられており、この実現に向けて、地域住民や福祉団体など多様な主体が積極的に参画し、連携・協力しながら地域課題の解決が図られていく福祉社会の実現が求められています。

## 2 計画策定の趣旨

前述したとおり、地域における課題やニーズは複雑化・多様化しており、その解決にあたっては、地域住民や福祉団体など多様な主体が連携・協力しながら、地域福祉を推進していくことが求められています。

このため本市では、市民一人ひとりが住み慣れた地域で支えあいながら、心身ともに健康で、安全で安心して暮らせるまちづくりを共に目指すため、多くの市民や福祉団体等が積極的に福祉活動に参加することができる体制を整え、共に支えあい助けあう地域社会を基盤とした地域福祉を総合的かつ計画的に進めていくことを目指し、「田村市地域福祉計画」（以下「前期計画」という。）を平成 28 年 3 月に策定しました。

この計画が令和 2 年度末をもって終了することから、これまでの取り組みを継承するとともに、「地域共生社会」の実現に向けた取り組みを推進するため、新たに「第 2 次田村市地域福祉計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

## 3 計画の位置付け

### （1）社会福祉法の変遷

本計画は、社会福祉法第 107 条の規定に基づき策定する「市町村地域福祉計画」です。

社会福祉法は、昭和 26 年制定の社会福祉事業法が前身であり、平成 12 年に社会福祉法に改正され、地域福祉の推進が社会福祉の基本理念のひとつに位置付けられました。

平成 28 年 3 月公布（平成 29 年 4 月施行）の法改正では、福祉サービスの供給体制の整備や充実を図るため、社会福祉法人制度について経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上等の改革、福祉人材の確保の促進に関する内容が改正されました。

また、平成 29 年 6 月公布（平成 30 年 4 月施行）の法改正では、各市町村における住民相互の支えあい機能の強化、公的支援機関との協働による地域課題の解決を試みる体制の整備、複合課題に対応する包括的相談支援体制の構築を図ることが規定されるとともに、従来は策定が「任意」とされていた市町村地域福祉計画が「努力義務」となりました。

さらに、令和 2 年 6 月公布（令和 3 年 4 月施行）の法改正では、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービスの提供体制を整備する観点から、市町村において実施する包括的な支援体制の構築を支援することが規定されています。

本市では、このような法改正の趣旨や「地域共生社会」の考え方も踏まえながら、本計画を策定します。

**【参考】社会福祉法（令和3年4月施行）※条文より抜粋**

## （目的）

第1条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

## （地域福祉の推進）

第4条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

- 2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。
- 3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

## （市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
  - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
  - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
  - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
  - 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
  - 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

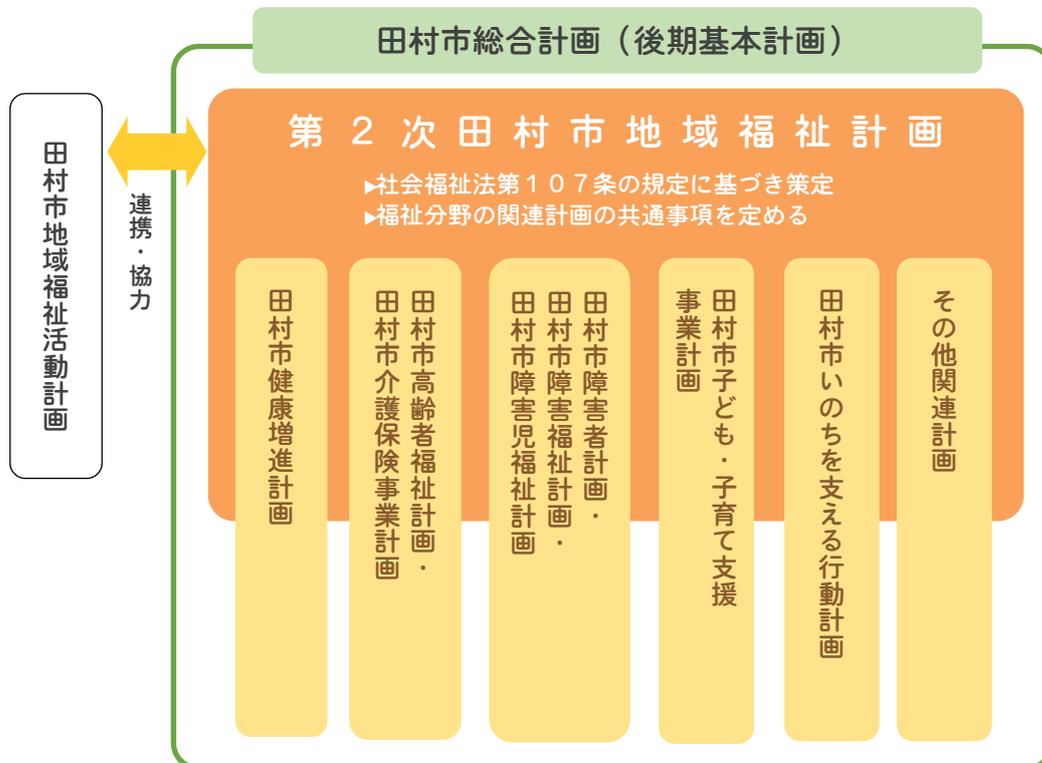
## (2) 関連計画との関係

本計画は、本市のまちづくり指針である「田村市総合計画（後期基本計画）」を上位計画として位置付け、総合計画の基本理念に基づいた福祉分野における計画です。

本市の福祉分野に関する計画は、「田村市健康増進計画」、「田村市高齢者福祉計画・田村市介護保険事業計画」、「田村市障害者計画・田村市障害福祉計画・田村市障害児福祉計画」、「田村市子ども・子育て支援事業計画」、「田村市いのちを支える行動計画」などがありますが、本計画はこれら関連計画の共通的な事項を記載するいわば上位計画であり、関連計画が持つそれぞれの専門的な考え方や施策を、総合的かつ横断的につなぐ計画として位置付けます。すなわち、各々の関連計画による施策・事業を、誰もがその地域でしあわせに暮らせるように、より効果的に展開していく仕組みをつくるのが地域福祉計画の目的です。

加えて、田村市社会福祉協議会が策定する「田村市地域福祉活動計画」は、地域福祉活動を推進するために、市民がどのような活動をすべきかを示した具体的な内容の計画であるため、お互いに連携を図ります。

### 〈関連計画との関係〉



## 4 計画の期間

本計画の期間は、令和3年度から令和8年度までの6年間の予定とし、その間の社会経済情勢や地域社会における変化等に応じて見直しが必要な場合は適宜見直しを行います。

### 〈本計画及び主な関連計画の計画期間〉

計画名	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度
田村市総合計画	後期基本計画			次期計画						
田村市地域福祉計画 田村市地域福祉活動計画	第1次		第2次					第3次		
田村市健康増進計画	第二次	第二次改訂版				第三次				
田村市高齢者福祉計画・ 田村市介護保険事業計画	第7期		第8期			第9期		第10期		
田村市障害者計画	現行計画					次期計画				
田村市障害福祉計画	第5期		第6期			第7期		第8期		
田村市障害児福祉計画	第1期		第2期			第3期		第4期		
田村市子ども・子育て 支援事業計画	第1期	第2期				第3期				
田村市いのちを支える 行動計画	現行計画					次期計画				

## 5 計画の策定体制

### (1) 田村市地域福祉計画策定委員会（外部検討組織）

地域福祉やまちづくりに広くかかわる有識者 12 名の方で構成する、地域福祉計画策定のための付属機関であり、計画内容について審議・検討を重ねました。

### (2) 田村市地域福祉計画策定検討会・作業部会（内部検討組織）

地域福祉に関係する庁内の部課長職、係長職及び田村市社会福祉協議会担当職員をメンバーとした組織として、より実務的な視点で検討しました。

### (3) 田村市社会福祉協議会との連携

田村市社会福祉協議会が策定する「田村市地域福祉活動計画」と本市の「地域福祉計画」の事項については、協力・連携を図りながら推進していくことが不可欠なため、お互いに情報を共有しながら作業を進めました。

### (4) 住民意見の収集

市内の行政区長や民生児童委員などの地域活動や社会福祉に関連深い個人に対し、福祉や地域生活、日々の生活の課題等に対するご意見などを伺うためのアンケート調査を、令和2年9月1日～9月30日の期間で実施しました。

### (5) 関連計画策定時に実施した市民アンケート調査の活用

市の福祉分野での関連計画策定時において、市民ニーズの現状を把握するため実施した市民アンケート調査の結果を、計画策定の資料としました。

### (6) パブリックコメントの実施

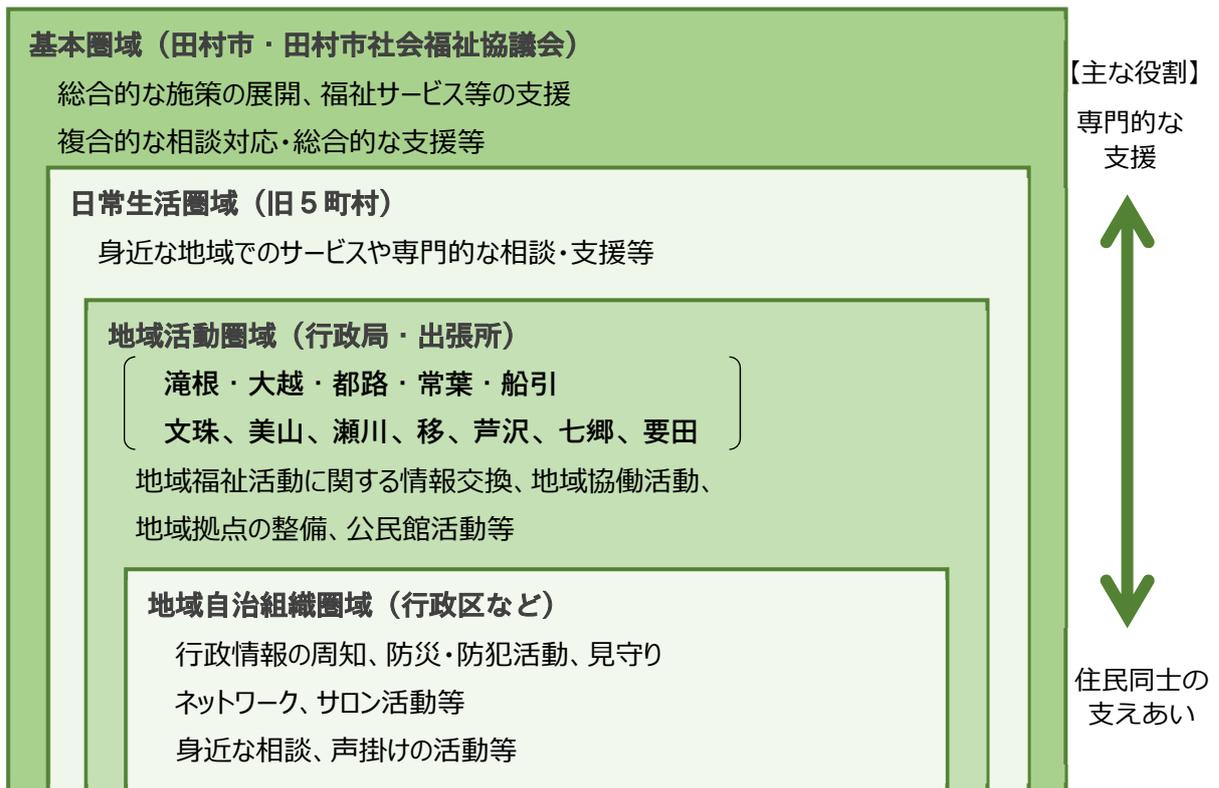
本計画の策定にあたり、より多くの市民から意見を伺うため、令和3年2月5日から令和3年3月1日まで、パブリックコメントを実施しました。

## 6 地域福祉圏域の考え方

本計画は、関連計画である高齢者福祉計画・介護保険事業計画、障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画、子ども・子育て支援事業計画等を踏まえ、総合的な施策の展開や福祉サービスの支援等における範囲として、本市全域を基本圏域として設定します。

なお、本市には、行政区などを単位とする地域自治組織圏域、行政局や出張所といった地域活動圏域、介護・福祉基盤の整備の単位である日常生活圏域など、様々な圏域設定があります。重層的な圏域を設定することで、一人ひとりが抱える生活課題を段階的に共有するとともに、それぞれの圏域が連動して課題解決に取り組むことで、更なる地域福祉の推進を目指していくこととします。

### 〈圏域のイメージ図〉





## 第2章

# 田村市の現状と課題



## 第2章 田村市の現状と課題

### 1 田村市の現状

#### (1) 田村市の人口と世帯

本市の人口は、東日本大震災前の平成22年では40,422人でしたが、令和2年には35,532人まで減少しています。10年間の減少率は12.09%にも上り、人口減少の進行が大きな課題となっています。

また、世帯数は平成22年の11,933世帯から、令和2年には12,836世帯と緩やかに増加、1世帯あたりの人数は3.38人から2.76人へと緩やかに減少しており、夫婦のみの世帯や一人暮らし世帯が増加し核家族化が進行しています。

地域福祉を推進するうえでは、交流人口の拡大も含め、定住人口の増加に努めなければなりません。

#### 〈人口の推移〉

##### ■人口及び世帯数、1世帯あたりの人数



単位：人、世帯

項目・年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
人口	40,422	39,594	39,020	38,384	37,833	38,503	37,889	37,255	36,716	35,955	35,532
世帯数	11,933	11,842	11,790	11,749	11,823	12,734	12,703	12,733	12,729	12,818	12,836
1世帯あたりの人数	3.38	3.34	3.30	3.26	3.19	3.02	2.98	2.92	2.88	2.80	2.76

資料：福島県現住人口調査／各年10月1日現在（令和2年のみ4月1日現在）

## (2) 医療の状況

### ① 医療提供体制

令和元年度末現在、市内には病院1か所、診療所16か所（うち市立1か所）、歯科診療所14か所（うち市立1か所）の医療機関があります。

合併以来の課題であり、要望が多かった夜間救急医療体制については、平成26年4月1日、田村医師会の協力を得て田村市、三春町、小野町の1市2町で福祉の森公園内に田村地方夜間診療所を開設しました。

### ② 医療費及び受診動向

国民健康保険疾病分類統計で田村市の医療動向をみると、一人あたりの診療費は、悪性新生物、高血圧症、心疾患が高く、特に、心疾患は福島県を上回っています。受診率については、高血圧症が特に高く、福島県を上回っています。

また、年代ごとの上位受診疾患は、乳幼児から学齢期までは気管支炎や喘息などの呼吸器系疾患が上位です。また、10代では屈折・調節障害などの眼科疾患が、20代から40代までの働き盛りの年代の多くでは統合失調症やストレス関連障害などの精神疾患が上位です。高血圧症疾患は、40代後半から上位となり、50歳以上ではすべての年代でトップです。40代からは糖尿病も上位に入ってきています。

歯科に関する疾患については、幼児期から高齢期までほとんどの年代で、常に上位に入っています。

### 〈令和元年度福島県国民健康保険疾病分類統計〉

#### ■ 一人あたりの診療費

単位：円

	悪性新生物	糖尿病	高血圧症	心疾患	脳血管	腎不全
田村市	3,810	926	1,513	1,309	548	772
福島県	3,934	1,088	1,552	1,172	949	989

#### ■ 受診率

単位：%

	悪性新生物	糖尿病	高血圧症	心疾患	脳血管	腎不全
田村市	2.394	4.788	16.986	1.710	1.003	0.205
福島県	2.699	4.848	15.197	1.888	1.171	0.318

## 〈令和元年度福島県国民健康保険疾病分類統計〉

## ■年代ごとの上位受診疾患

	1位	2位	3位	4位	5位
0～4歳	急性気管支炎・急性細気管支炎	皮膚炎・湿疹	その他急性上気道感染症	中耳炎	喘息
5～9歳	喘息	虫歯	急性気管支炎・急性細気管支炎	皮膚炎・湿疹	中耳炎
10～14歳	喘息	屈折・調節障害	その他急性上気道感染症	その他損傷・その他外因の影響	アレルギー性鼻炎
15～19歳	屈折・調節障害	その他急性上気道感染症	虫歯	歯肉炎・歯周疾患	喘息
20～24歳	歯肉炎・歯周疾患	神経症性障害・ストレス関連障害	急性気管支炎・急性細気管支炎	虫歯	皮膚炎・湿疹
25～29歳	歯肉炎・歯周疾患	皮膚炎・湿疹	急性咽頭炎・扁桃炎	虫歯	糖尿病
30～34歳	神経症性障害・ストレス関連障害	歯肉炎・歯周疾患	皮膚炎・湿疹	統合失調症・妄想性障害	その他眼・付属器疾患
35～39歳	統合失調症・妄想性障害	歯肉炎・歯周疾患	喘息	乳房・その他女性器疾患	気分障害(躁うつ病含む)
40～44歳	統合失調症・妄想性障害	歯肉炎・歯周疾患	糖尿病	気分障害(躁うつ病含む)	その他消化器系疾患
45～49歳	統合失調症・妄想性障害	高血圧性疾患	糖尿病	その他歯・歯支持組織障害	その他神経系疾患
50～54歳	高血圧性疾患	歯肉炎・歯周疾患	糖尿病	統合失調症・妄想性障害	その他歯・歯支持組織障害
55～59歳	高血圧性疾患	歯肉炎・歯周疾患	糖尿病	その他眼・付属器疾患	脊椎障害(脊椎症を含む)
60～64歳	高血圧性疾患	糖尿病	歯肉炎・歯周疾患	その他眼・付属器疾患	脊椎障害(脊椎症を含む)
65～69歳	高血圧性疾患	糖尿病	その他眼・付属器疾患	歯肉炎・歯周疾患	脂質異常症
70～74歳	高血圧性疾患	その他眼・付属器疾患	糖尿病	脊椎障害(脊椎症を含む)	脂質異常症

---

### (3) 健康づくりの状況

生活水準の向上や医療技術の進歩等により平均寿命が延びている一方で、高齢化の急速な進展に伴い、悪性新生物（がん）、心疾患、脳血管疾患、高血圧、糖尿病等の生活習慣病の増加や認知症、寝たきりなどの医療や介護の必要な人が増加しています。

また、健診データや健康増進計画策定市民アンケートの結果等から、子どもから成人まで身体活動量の低下などによる肥満傾向者が増加していること、朝食や野菜のおかずを食べる頻度が減少していること、日頃の睡眠時間が十分でない方が増加していること、幼児期から小中学生までのむし歯の保有率や成人期の歯周疾患による受診率が高いことなどが課題となっています。

さらに、ストレス社会に加えて、原発事故後の新たな負担が重なり、長期間にわたる大きなストレスが継続していることから、相談体制の充実やこころの健康についての知識の普及が必要となっています。

これらの健康上の諸課題を整理し、安心して子どもを産み育てることができる母子保健の充実や、生活習慣病の一次予防を中心とした市民の健康づくりと健康寿命の延伸に向けて、市民一人ひとりがその人らしい心豊かで健やかな生活を送るための施策が求められています。

#### (4) 高齢者福祉の状況

本市の人口は、現況の減少傾向がさらに続き、令和2年の35,532人から10年後には30,117人まで減少すると推計しています。一方で、いわゆる団塊の世代の高齢化などにより高齢者数は増加し、令和12年には高齢化率が42.1%と総人口の4割を占める見込みです。また、要支援・要介護認定者数は、現状と同水準で今後も推移していく見込みです。

今後も高齢者が住み慣れた地域で健康で安心して生活できる地域づくりが重要となります。

#### 〈年齢別人口及び要支援・要介護認定者の将来推計〉

##### ■ 年齢別人口の将来推計

単位：人（%）

	令和2年	令和3年	令和4年	令和7年	令和12年
総人口	35,532 (100.0)	35,321 (100.0)	34,742 (100.0)	33,007 (100.0)	30,117 (100.0)
0～14歳	3,615 (10.3)	3,561 (10.1)	3,464 (10.0)	3,171 (9.6)	2,693 (8.9)
15～64歳	19,079 (54.1)	19,128 (54.2)	18,578 (53.5)	16,995 (51.5)	14,759 (49.0)
65歳以上	12,554 (35.6)	12,632 (35.7)	12,700 (36.5)	12,841 (38.9)	12,665 (42.1)
65～74歳	5,669 (16.1)	5,699 (16.1)	5,799 (16.7)	5,936 (18.0)	5,331 (17.7)
75歳以上	6,885 (19.5)	6,933 (19.6)	6,901 (19.8)	6,905 (20.9)	7,334 (24.4)

資料：田村市作成・令和2年は福島県現住人口調査4月1日現在

##### ■ 要支援・要介護認定者の将来推計

単位：人

区分	令和2年	令和3年	令和4年	令和7年	令和12年
認定者	2,609	2,609	2,610	2,632	2,611
要支援計	488	492	482	486	477
要支援1	172	181	182	184	180
要支援2	316	311	300	302	297
要介護計	2,121	2,117	2,128	2,146	2,134
要介護1	482	478	480	484	476
要介護2	443	428	430	434	439
要介護3	469	474	477	482	474
要介護4	395	409	411	415	420
要介護5	332	328	330	331	325

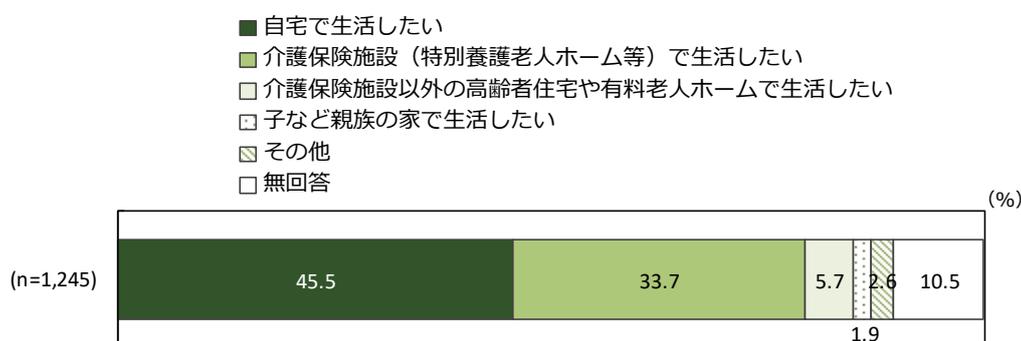
資料：田村市作成／令和2年は介護保険事業状況報告実績

## 〈田村市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画〉

### ■ 介護予防・日常生活圏域二一ズ調査結果

介護が必要になったとき、どこで過ごしたいかについては、「自宅で生活したい」が45.5%と最も多く、次いで「介護保険施設（特別養護老人ホーム等）で生活したい」（33.7%）、「介護保険施設以外の高齢者住宅や有料老人ホームで生活したい」（5.7%）、「その他」（2.6%）、「子など親族の家で生活したい」（1.9%）となっています。

### 〈介護が必要になったとき、どこで過ごしたいか〉



※グラフ中に表記されている「n」は比率算出の基数であり、100.0%が何人の回答に相当するかを表しています（以降のグラフも同様）

## 〈第2次田村市地域福祉計画〉

### ■ 地域福祉に関する市民意識アンケート調査結果

居住地域に対する満足度については、《高齢者がいきいきと暮らせる環境》では「満足」と「まあ満足」を合わせた『満足』が37.4%であり、一方、重要度については、「重要である」と「まあ重要である」を合わせた『重要』が83.3%と多くなっています。また、地域で生活するうえで不足している福祉サービスについては、「高齢者に関するサービス」が42.6%と最も多い状況にあります。

地域福祉施策の充実のために重要と考える取り組みについては、「地域の支え合いの仕組みづくり」（41.8%）、「医療サービス体制の充実」（26.2%）、「高齢者や障害のある人の在宅生活支援」（25.6%）の順であり、60代以上では「地域の支え合いの仕組みづくり」、「高齢者や障害のある人の在宅生活支援」が、他の年齢に比べ回答率が高い状況にあります。

## (5) 障害者福祉の状況

### ① 障害者福祉の現状

令和2年の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の各手帳所持者の総数は2,279人で、近年は横ばい傾向にあります。

しかしながら、精神障害者保健福祉手帳所持者は、平成27年には205人でしたが、令和2年には280人と5年間で75人増、約1.37倍となっており、更に自立支援医療（精神通院医療）受給者数も増加を続けています。これは本市のみならず、県全体においても同じ傾向です。

また、身体障害者手帳所持者に占める65歳以上の割合は、7割前後で推移しています。

### 〈手帳所持者数の推移〉

#### ■ 手帳所持者数の推移

単位：人

区 分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
身体障害者手帳 所持者数	1,753	1,663	1,627	1,587	1,569	1,565
療育手帳所持者数	420	424	430	430	431	434
精神障害者保健福祉 手帳所持者数	205	213	224	244	265	280
総 数	2,378	2,300	2,281	2,261	2,265	2,279
自立支援医療（精神 通院医療）受給者数	569	604	636	648	683	708

資料：田村市作成／各年4月1日現在

#### ■ 年齢別身体障害者手帳所持者数の推移

単位：人（％）

区 分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
18歳未満	21 (1.2)	20 (1.2)	21 (1.3)	21 (1.3)	20 (1.2)	22 (1.4)
18～65歳未満	468 (26.7)	456 (27.4)	478 (29.4)	452 (28.5)	395 (25.2)	406 (25.9)
65歳以上	1,264 (72.1)	1,187 (71.4)	1,128 (69.3)	1,114 (70.2)	1,154 (73.6)	1,137 (72.7)
合 計	1,753 (100.0)	1,663 (100.0)	1,627 (100.0)	1,587 (100.0)	1,569 (100.0)	1,565 (100.0)

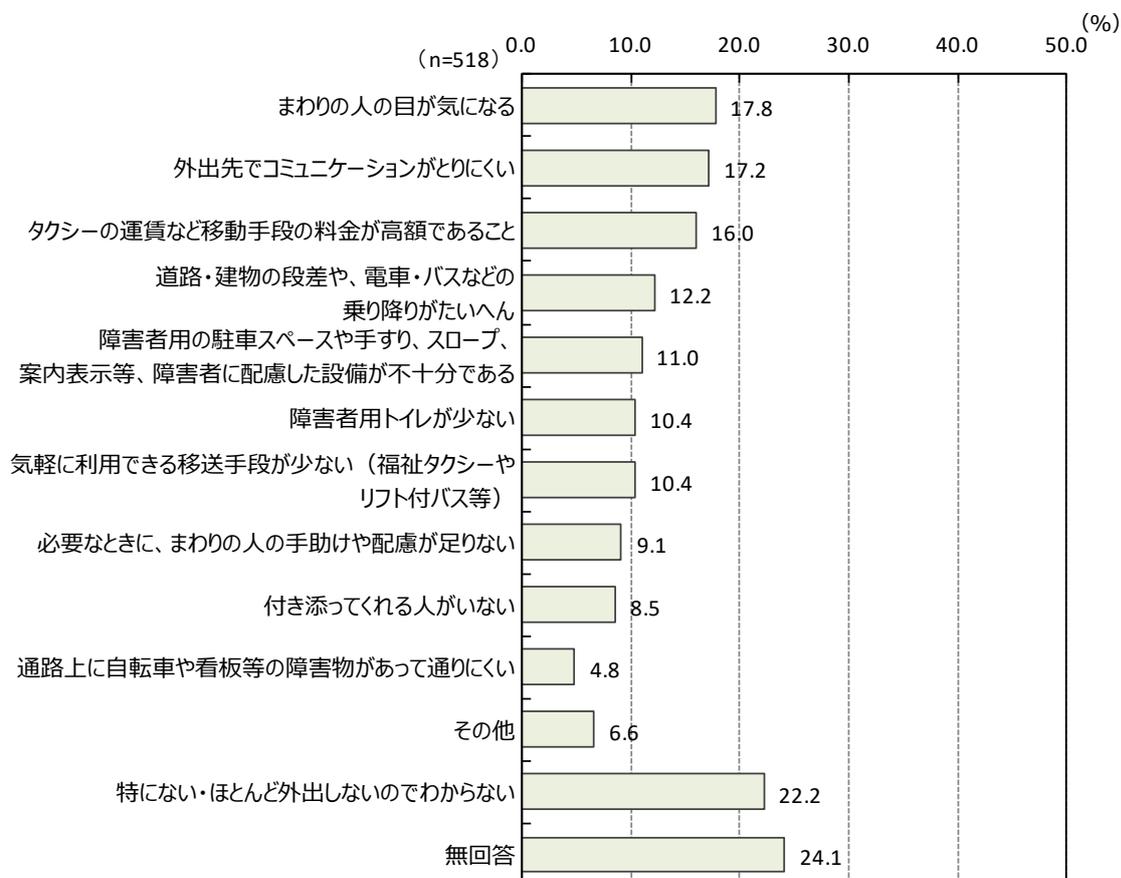
資料：田村市作成／各年4月1日現在

②田村市障害者計画・第5期田村市障害福祉計画・第1期田村市障害児福祉計画策定時アンケート調査結果（市民向け調査：平成29年度実施）

ア 外出時の不便や困難

外出時の不便や困難については、「まわりの人の目が気になる」、「外出先でコミュニケーションがとりにくい」が多くなっています。一方、「特にない・ほとんど外出しないのでわからない」も全体の約2割と多くみられます。

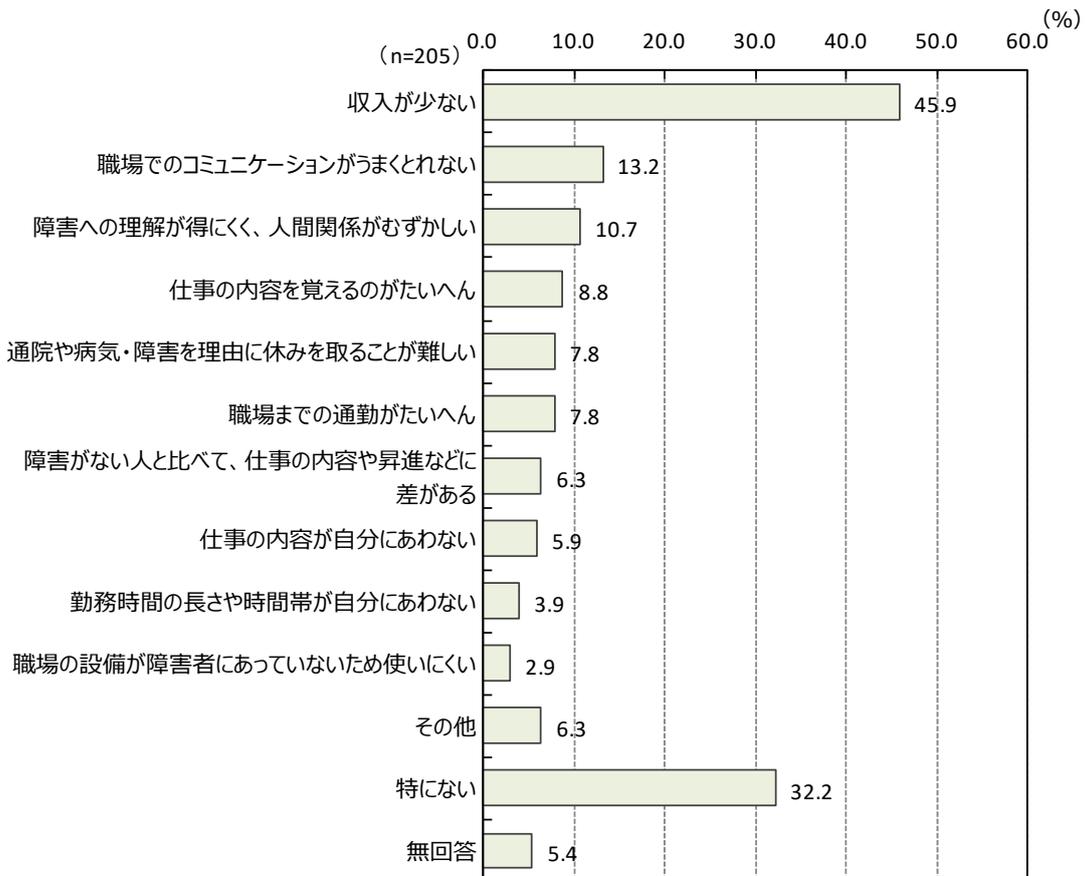
〈外出時の不便や困難〉



## イ 就労に関する悩み

就労に関する悩みについては、約46%が「収入が少ない」と回答しています。また、「職場でのコミュニケーションがうまくとれない」、「障害への理解が得にくく、人間関係がむずかしい」など、人間関係やコミュニケーションに関する悩みもやや多くなっています。

〈就労に関する悩み〉

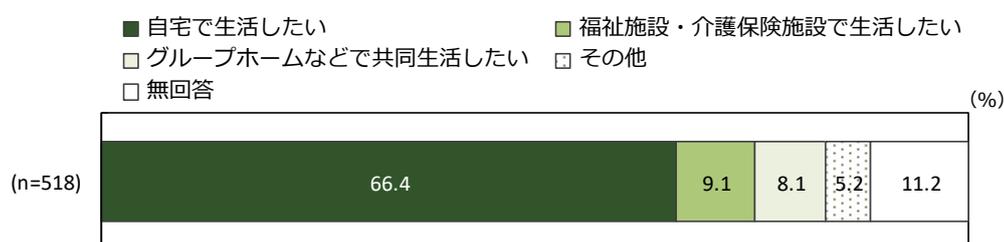


## ウ 将来の生活場所の意向

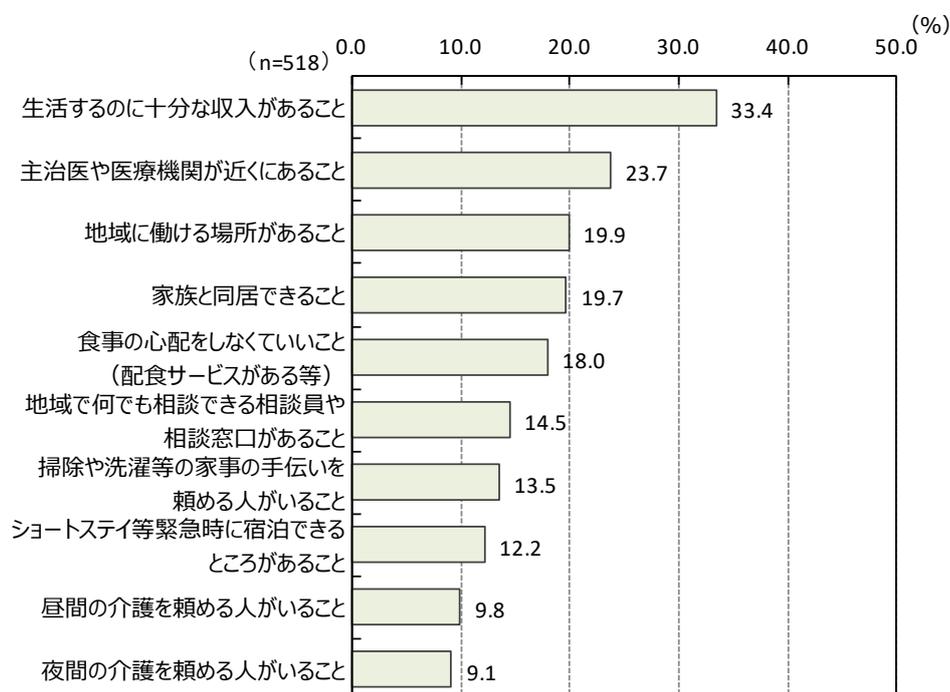
将来希望する生活場所については、6割以上が「自宅で生活したい」と回答しています。「グループホーム等で共同生活したい」を含めると、全体の7割以上が地域での生活を希望していることがわかります。

自宅や地域で生活するための条件については、「生活するのに十分な収入があること」、「地域に働ける場所があること」など就労など経済的な条件についての回答が多くなっています。

### 〈将来希望する生活場所〉



### 〈自宅や地域で生活するための条件〉



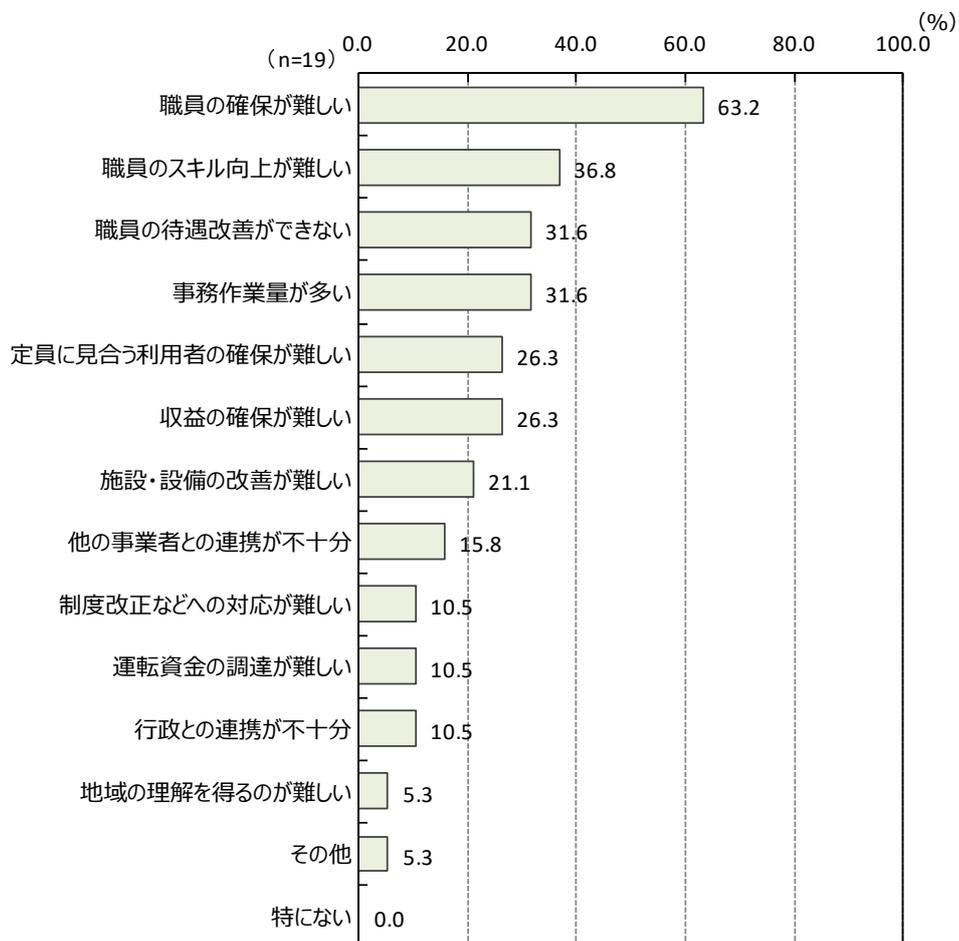
※上位 10 項目を抜粋

③ 第6期田村市障害福祉計画・第2期田村市障害児福祉計画策定時アンケート調査結果（事業者向け調査：令和2年度実施）

ア 事業所運営の課題

事業所運営の課題については、6割以上の事業所が「職員の確保が難しい」と回答しています。また、関連して「職員のスキル向上が難しい」、「職員の待遇改善ができない」、「事務作業量が多い」といった課題も多くなっています。

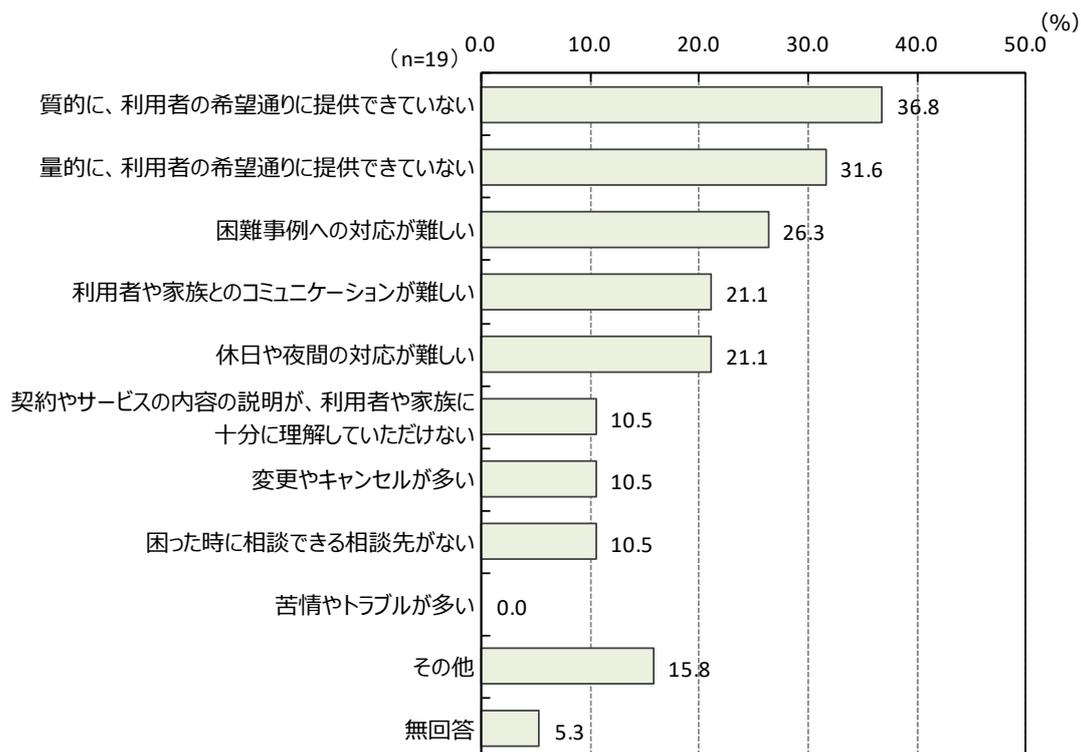
〈事業所運営の課題〉



## イ サービス提供上の課題

サービス提供上の課題については、「質的に、利用者の希望通りに提供できていない」、「量的に、利用者の希望通りに提供できていない」が多く、質・量の両面で、利用者の希望に沿ったサービスの提供が十分になされていないことがうかがえます。

〈サービス提供上の課題〉



## (6) 子どもの状況

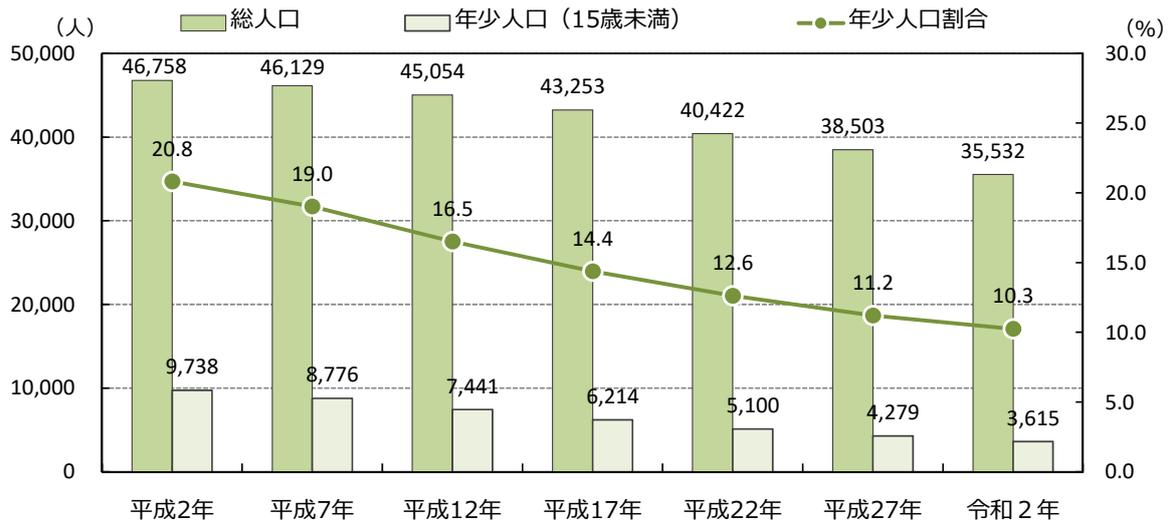
### ① 子育て環境の現状

国勢調査による本市の人口及び15歳未満の年少人口は、平成2年から令和2年まで、いずれにおいても減少しています。また、総人口に占める年少人口の割合は、平成2年の20.8%から令和2年には10.3%とほぼ半減しています。

少子・高齢化の進展により、市の15歳未満の人口も年々減少しています。さらに、共働き家庭やひとり親家庭など子どもたちを取り巻く環境が変化し、親の子育ての負担は大きくなる一方です。

このようなことから、すべての子どもが健やかに成長できるよう、子ども・子育て支援を提供するとともに、子育て家庭の経済的負担の軽減に配慮した施策を推進する必要があります。

〈総人口及び年少人口の推移〉



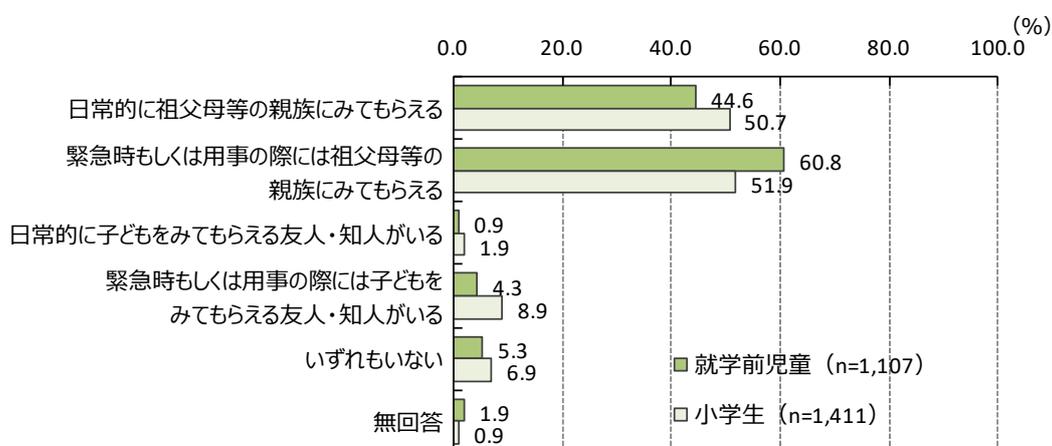
資料：国勢調査／各年10月1日現在（令和2年のみ福島県現住人口調査4月1日現在）

## ②田村市第2期子ども・子育て支援事業計画策定時アンケート調査結果

### ア 主な親族等協力者の状況

主な親族等協力者の状況については、就学前児童保護者、小学生保護者ともに約4～5割が「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」、過半数が「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」状況にあります。一方、就学前児童保護者の5.3%、小学生保護者の6.9%が「いずれもない」と回答しています。

〈主な親族等協力者の状況〉



### イ 子育てに関して気軽に相談できる人・場所の有無

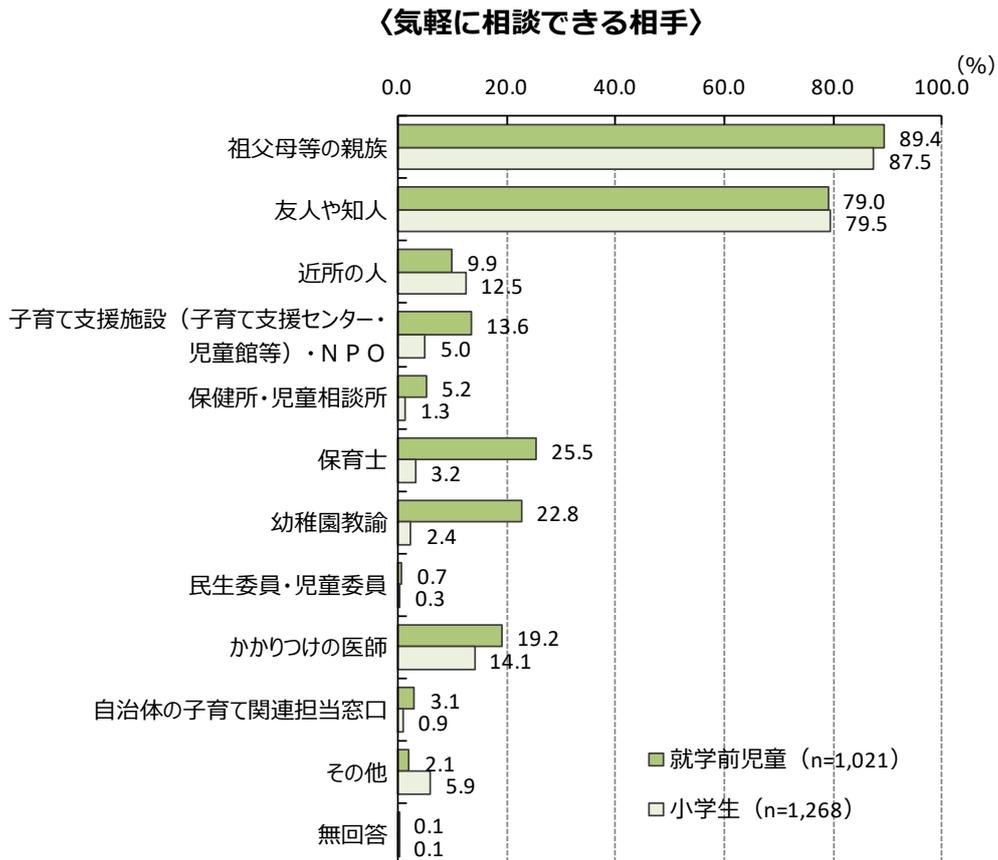
子育てに関して気軽に相談できる人・場所の有無については、就学前児童保護者、小学生保護者ともに「ある」が約9割と多くなっていますが、一方で「ない」との回答も就学前児童保護者で3.4%、小学生保護者で7.7%みられます。

〈子育てに関して気軽に相談できる人・場所の有無〉



### ウ 気軽に相談できる相手

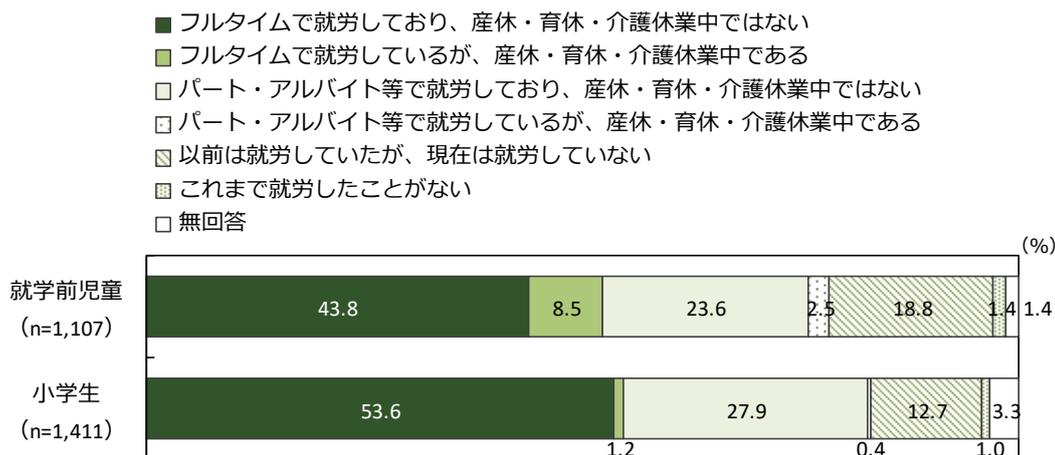
気軽に相談できる相手については、就学前児童保護者、小学生保護者ともに「祖父母等の親族」、「友人や知人」が多くなっています。一方、「保健所・児童相談所」、「民生委員・児童委員」、「自治体の子育て関連担当窓口」は、就学前児童保護者、小学生保護者ともに1割にも満たない状況となっています。



## エ 母親の就労状況

母親の就労状況について、「フルタイムで就労している」と「パート・アルバイト等で就労している」を合わせた現在の就労割合は、就学前児童保護者で78.4%、小学生保護者で83.1%と多くなっています。

### 〈母親の就労状況〉



## オ 育児休業制度の取得状況

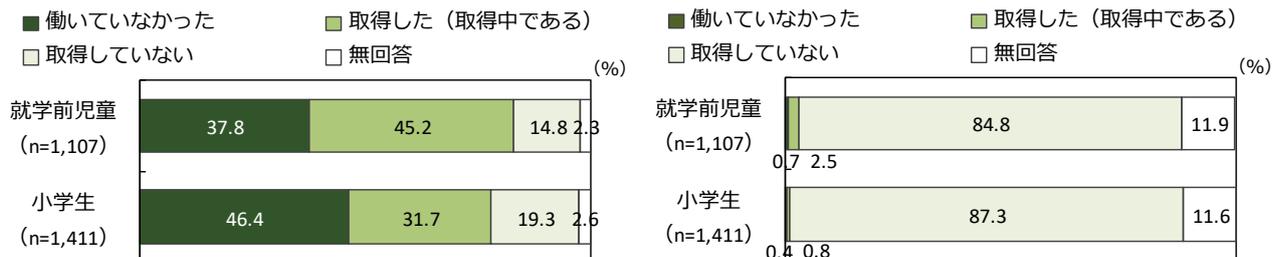
育児休業制度の取得状況について、母親では「取得した（取得中である）」は就学前児童保護者で45.2%、小学生保護者で31.7%となっています。

一方、父親では「取得した（取得中である）」は就学前児童保護者で2.5%、小学生保護者で0.8%と極めて少なくなっています。

### 〈育児休業制度の取得状況〉

母親

父親



## (7) 地域活動の状況

### ① 地域の状況

近年の少子高齢化や災害による生活環境の変化により、住民のつながりの希薄化や生活スタイルの多様化などにより、地域での日常的な支えあい、助けあいの社会的風土が弱まってきています。アンケート調査でも、世代間の交流が少ない、一人暮らしの高齢者等が多いと感じている方が多く、地域の支えあいの仕組みづくりが重要であると4割以上の方が思っている状況にあります。

高齢者、障害者、子育て世代など、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、幅広い世代に対して意識啓発を行い、地域における支えあい、助けあいの輪を一層広げるとともに、地域組織への参加を促進する必要があります。

### ② ボランティア活動の状況

ボランティア活動は、活動者の居場所・役割・やりがい・生きがいにもなり、地域の支えあい・共助には欠かすことのできないものであり、地域福祉の大きな役割を担います。地域課題が増え、それに伴いボランティア活動も大変多岐にわたっており、ボランティアニーズが増えている一方、それに対応できるボランティアが増えないのが現状です。

市民が趣味・特技・経験を活かし、自ら「やってみたい！」と思える活動に出会えるよう、ボランティアニーズの発掘や受け入れ側の拡充及びプログラムの充実を進めるとともに、それらのニーズに沿ったボランティアの育成や広報、小さなことから始められるボランティアの推進など、関係機関と連携を図り、市民が参加しやすい体制づくりやボランティア団体などの育成支援に努める必要があります。

### ③ 生活環境並びに防災防犯の状況

災害時や緊急時については、東日本大震災以降、市民の意識は高まっており、アンケート調査によると、災害時の避難情報や災害情報の入手先としては、テレビや防災無線がともに7割以上と多く、適切な情報を迅速に伝えることが必要となっています。また、地域のつながりが希薄になっている中で、災害などの緊急連絡体制や要援護者の支援が、より一層必要となっています。

高齢者を狙った特殊詐欺は依然として全国で発生しており、その被害額も高止まりしています。犯罪の発生を未然に防止するため、情報の共有化を進め、地域ぐるみの防犯活動が必要となっています。

## 2 地域福祉に関する市民意識アンケート調査結果

市内の行政区長、民生児童委員など、地域活動や社会福祉に関連深い個人に対し、福祉や地域生活、日々の生活の課題等に対するご意見などを伺うためのアンケート調査を実施しました。

### 〈調査概要〉

項目	内容
調査対象	市内に居住する地域活動・社会福祉に関連深い個人
標本数	506件
調査方法	郵送等配布・回収
調査実施期間	令和2年9月1日～9月30日
有効回収数	390件（77.1%）

### （1）地域生活

#### ①田村市の住みやすさ

田村市の住みやすさについては、「まあ住みやすい」が51.5%と最も多く、次いで「住みやすい」が21.3%であり、7割以上が田村市を住みやすいと回答しています。

#### 〈田村市の住みやすさ〉



②居住地域における満足度・重要度

居住地域における満足度については、「安心して赤ちゃんを産み、子育てができる環境」、「児童・生徒が健全に育つ環境」の『満足』が4割半ば～6割弱と多くなっています。一方、「暮らしを支える働き場所に恵まれた環境」、「日常生活を支える買物や交通の利便性」、「病気やけがに対する医療体制」では『不満』が3割以上と多くなっています。

〈居住地域における満足度〉

単位：％

(n=390)	満足	まあ満足	いどち えち ない とも	やや 不満	不満	わからない	無回答	『満足』	『不満』
安心して赤ちゃんを産み、子育てができる環境	5.6	40.0	26.7	10.0	7.2	7.9	2.6	45.6	17.2
児童・生徒が健全に育つ環境	7.9	50.5	25.6	6.7	2.1	4.1	3.1	58.5	8.7
障害があっても安心して暮らせる環境	2.8	15.4	50.8	14.4	3.3	10.5	2.8	18.2	17.7
高齢者がいきいきと暮らせる環境	4.9	32.6	42.3	10.3	3.1	5.4	1.5	37.4	13.3
住民が利用しやすい施設の整った環境	2.8	19.5	43.1	21.5	6.9	4.4	1.8	22.3	28.5
公園や花など自然豊かな環境	5.6	27.4	37.7	16.4	6.7	3.8	2.3	33.1	23.1
暮らしを支える働き場所に恵まれた環境	2.1	15.9	41.0	20.8	14.1	3.6	2.6	17.9	34.9
日常生活を支える買物や交通の利便性	3.8	32.1	29.5	17.2	13.8	1.8	1.8	35.9	31.0
病気やけがに対する医療体制	2.3	29.5	30.0	21.0	12.1	2.3	2.8	31.8	33.1
防災や防犯に対する支援や組織体制	2.6	31.0	40.0	15.4	3.6	5.1	2.3	33.6	19.0

※『満足』：満足+まあ満足 『不満』：やや不満+不満

※上記は個別項目の回答数を合算し、改めて割合を算出し直しているため、個別項目の割合の単純な足し上げ値と一致しない場合があります

居住地域における重要度については、いずれの項目でも『重要』が多く、特に「安心して赤ちゃんを産み、子育てができる環境」、「児童・生徒が健全に育つ環境」、「病気やけがに対する医療体制」では約9割を占めています。

〈居住地域における重要度〉

単位：％

(n=390)	重要である	まあ重要である	いどち えち ない とも	あまり なり 重要	重要でない	わからない	無回答	『重要』	『重要でない』
安心して赤ちゃんを産み、子育てができる環境	69.0	19.5	3.8	0.8	0.3	1.5	5.1	88.5	1.0
児童・生徒が健全に育つ環境	66.2	22.6	4.6	0.5	0.0	0.5	5.6	88.7	0.5
障害があっても安心して暮らせる環境	51.5	32.1	8.2	0.3	0.0	1.8	6.2	83.6	0.3
高齢者がいきいきと暮らせる環境	46.7	36.7	10.0	0.5	0.0	1.0	5.1	83.3	0.5
住民が利用しやすい施設の整った環境	34.6	42.6	13.6	2.6	0.0	1.0	5.6	77.2	2.6
公園や花など自然豊かな環境	23.6	38.7	23.6	5.4	1.0	1.8	5.9	62.3	6.4
暮らしを支える働き場所に恵まれた環境	55.1	27.7	10.0	0.8	0.0	1.3	5.1	82.8	0.8
日常生活を支える買物や交通の利便性	47.4	36.2	9.2	0.8	0.0	1.0	5.4	83.6	0.8
病気やけがに対する医療体制	68.2	22.1	3.8	0.8	0.0	0.3	4.9	90.3	0.8
防災や防犯に対する支援や組織体制	54.9	31.3	5.6	1.8	0.3	1.0	5.1	86.2	2.1

※『重要』：重要である+まあ重要である 『重要でない』：あまり重要でない+重要でない

※上記は個別項目の回答数を合算し、改めて割合を算出し直しているため、個別項目の割合の単純な足し上げ値と一致しない場合があります

### ③居住地域の問題・課題

居住地域の問題・課題については、「世代間の交流が少ない」が39.2%と最も多く、次いで「一人暮らしの高齢者等が多い」(38.2%)、「買い物が不便である」(31.5%)となっています。

居住地域別にみると、滝根町、都路町では「医療機関が少ない」が、滝根町、大越町、常葉町では「閑散として活気がない」が、上位に位置しています。また、都路町、常葉町では「交通が不便である」が、常葉町、船引町では「安心できる子どもの遊び場が少ない」が、上位に位置しています。

#### 〈居住地域の問題・課題〉

単位：%

		1位	2位	3位
全体 (n=390)		世代間の交流が少ない 39.2	一人暮らしの高齢者等が多い 38.2	買い物が不便である 31.5
居住地域別	滝根町 (n=57)	買い物が不便である 40.4	医療機関が少ない 35.1	閑散として活気がない 33.3
	大越町 (n=45)	一人暮らしの高齢者等が多い 44.4	閑散として活気がない 37.8	世代間の交流が少ない 35.6
	都路町 (n=36)	一人暮らしの高齢者等が多い 69.4	買い物が不便である 63.9	医療機関が少ない／ 交通が不便である 55.6
	常葉町 (n=63)	世代間の交流が少ない 52.4	安心できる子どもの遊び場が少ない 36.5	閑散として活気がない／ 交通が不便である 34.9
	船引町 (n=187)	世代間の交流が少ない 39.6	一人暮らしの高齢者等が多い 38.0	安心できる子どもの遊び場が少ない 31.6

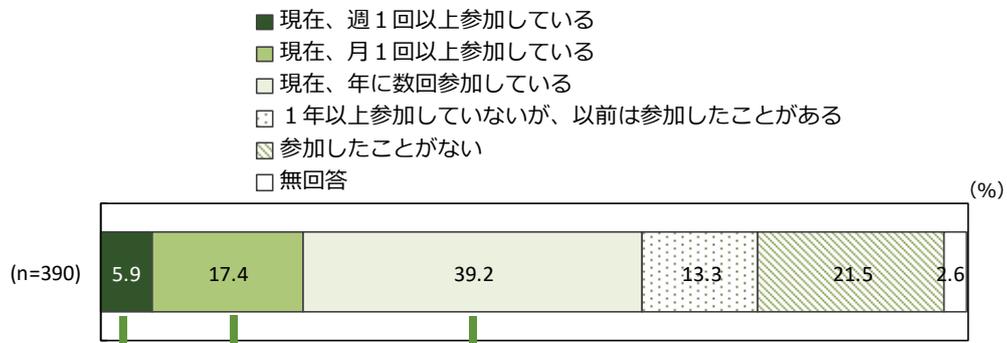
## (2) 地域活動

### ① 地域活動（ボランティア活動等）への参加状況

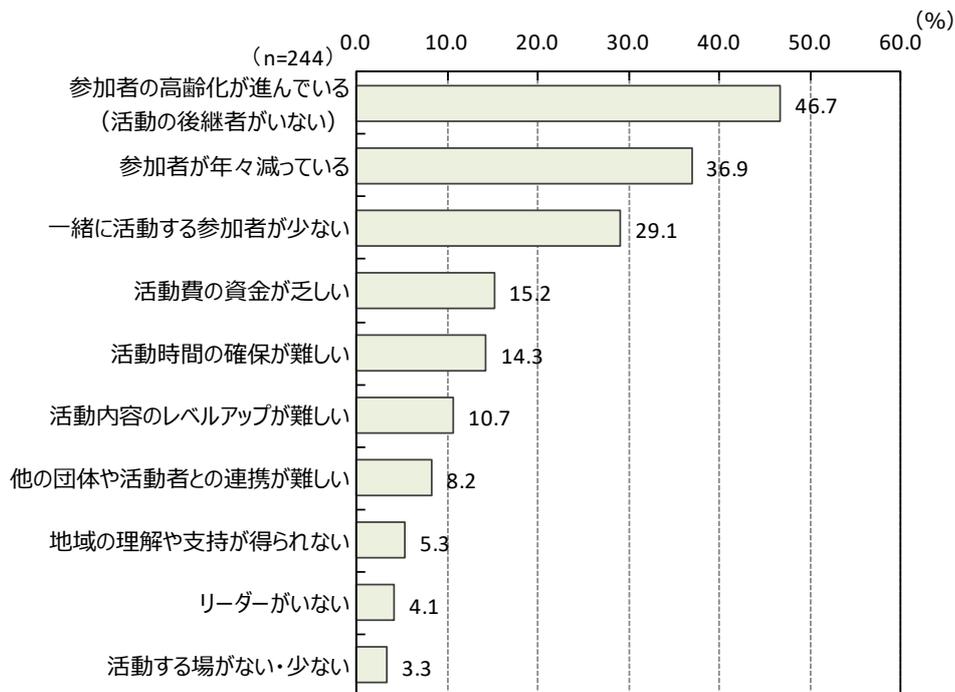
地域活動（ボランティア活動等）への参加有無については、「現在、年に数回参加している」が39.2%と最も多く、年に数回以上参加している人が6割以上を占めています。一方、「参加したことがない」は21.5%となっています。

地域活動に参加する中で困ったことや苦勞したことについては、「参加者の高齢化が進んでいる（活動の後継者がいない）」が46.7%と最も多く、次いで「参加者が年々減っている」（36.9%）、「一緒に活動する参加者が少ない」（29.1%）となっています。

〈地域活動（ボランティア活動等）への参加有無〉



〈地域活動（ボランティア活動等）に参加する中で困ったことや苦勞したこと〉

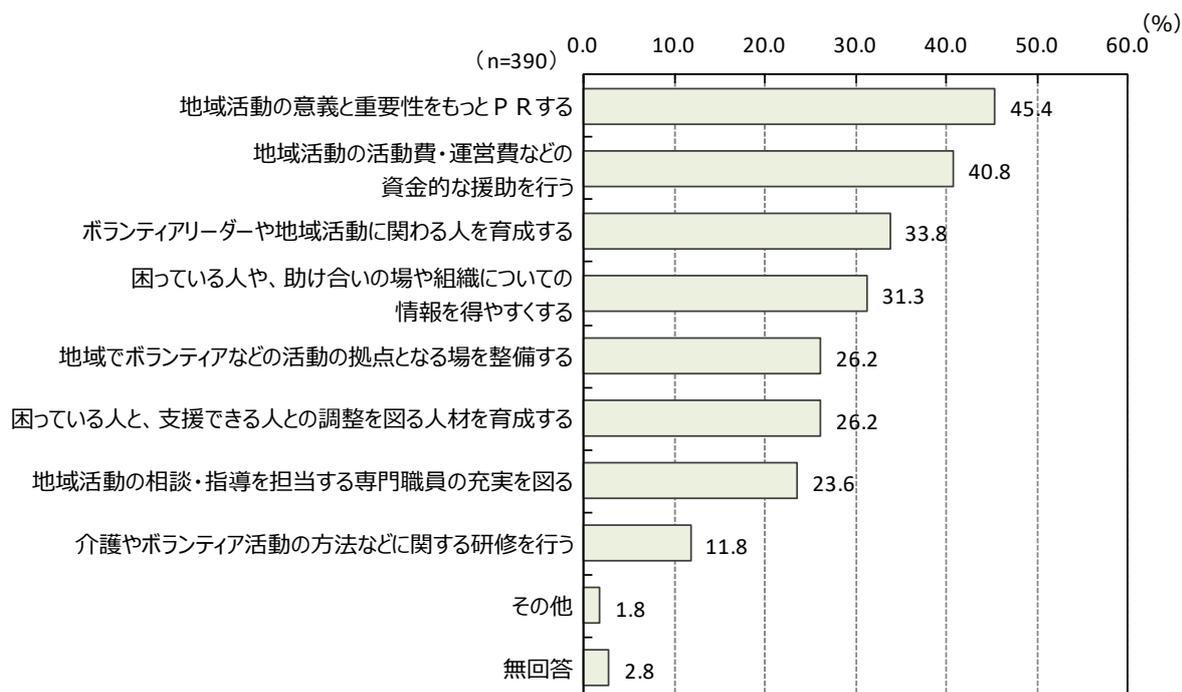


※上位10項目を抜粋

## ②地域活動（ボランティア活動等）を活発にするために重要なこと

地域活動（ボランティア活動等）を活発にするために重要なことについては、「地域活動の意義と重要性をもっとPRする」が45.4%と最も多く、次いで「地域活動の活動費・運営費などの資金的な援助を行う」（40.8%）、「ボランティアリーダーや地域活動に関わる人を育成する」（33.8%）となっています。

### 〈地域活動（ボランティア活動等）を活発にするために重要なこと〉



### (3) 福祉サービスの利用

#### ① 福祉サービスの利用時の不都合・不満の有無

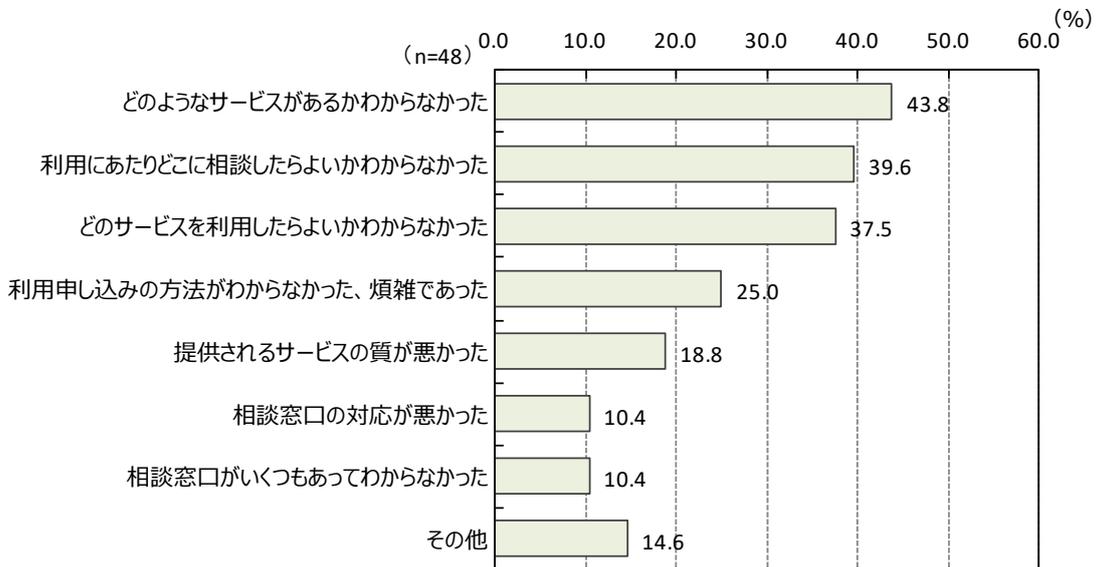
福祉サービスを利用したことがあると回答した方（187人）に、利用時の不都合・不満の有無をたずねたところ、約4人に1人が「不都合や不満を感じたことがある」と回答しています。

具体的な不都合・不満については、「どのようなサービスがあるかわからなかった」が43.8%と最も多く、次いで「利用にあたりどこに相談したらよいかわからなかった」が39.6%となっています。

〈福祉サービスの利用時の不都合・不満の有無〉



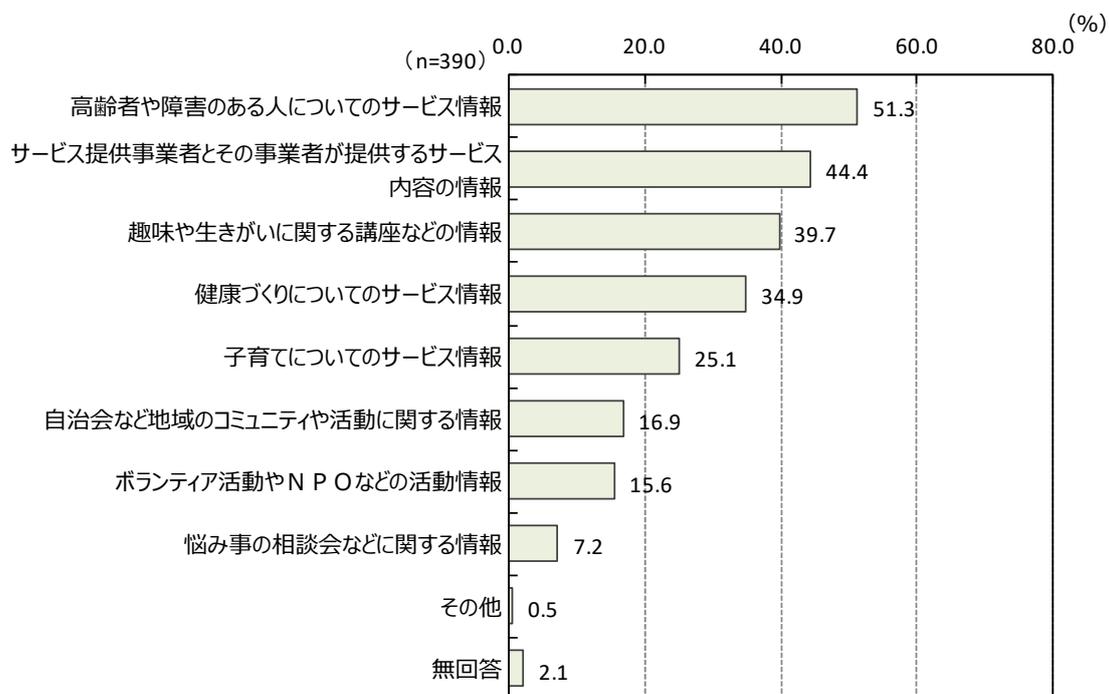
〈福祉サービスの利用時の具体的な不都合・不満〉



## ②福祉サービスについて知りたい・充実してほしい情報

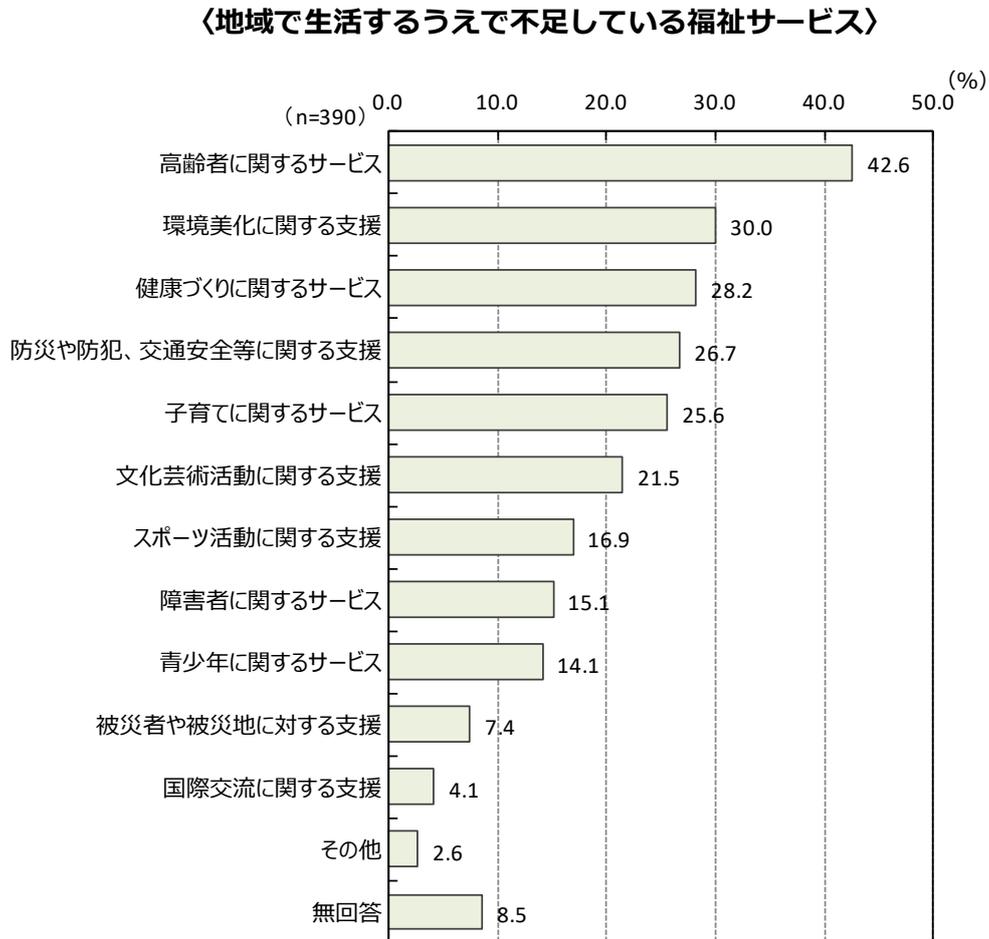
福祉サービスについて知りたい・充実してほしい情報については、「高齢者や障害のある人についてのサービス情報」が51.3%と最も多く、次いで「サービス提供事業者とその事業者が提供するサービス内容の情報」が44.4%となっています。

### 〈福祉サービスについて知りたい・充実してほしい情報〉



### ③地域で生活するうえで不足している福祉サービス

地域で生活するうえで不足している福祉サービスについては、「高齢者に関するサービス」が42.6%と最も多く、次いで「環境美化に関する支援」が30.0%となっています。

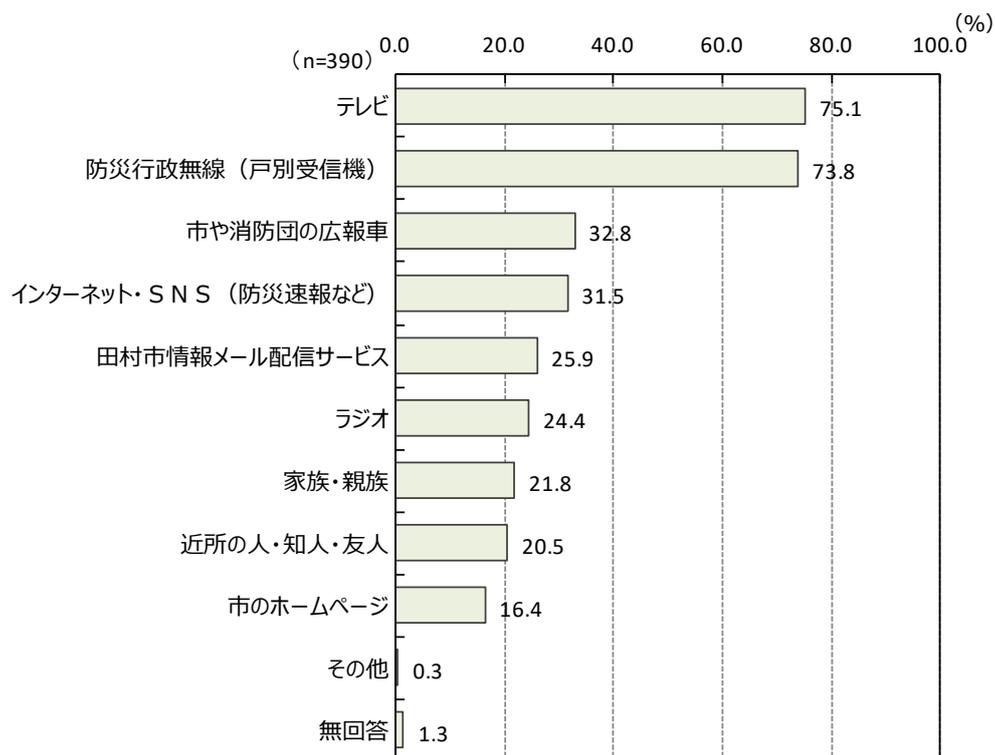


#### (4) 災害時など緊急時の手助け

##### ① 災害のおそれがある場合や災害時の避難情報や災害情報の入手先

災害のおそれがある場合や災害時の避難情報や災害情報の入手先については、「テレビ」(75.1%)、「防災行政無線(戸別受信機)」(73.8%)がともに7割以上と多くなっています。

〈災害のおそれがある場合や災害時の避難情報や災害情報の入手先〉



②要支援者に対する緊急時の避難等の手助けの可否

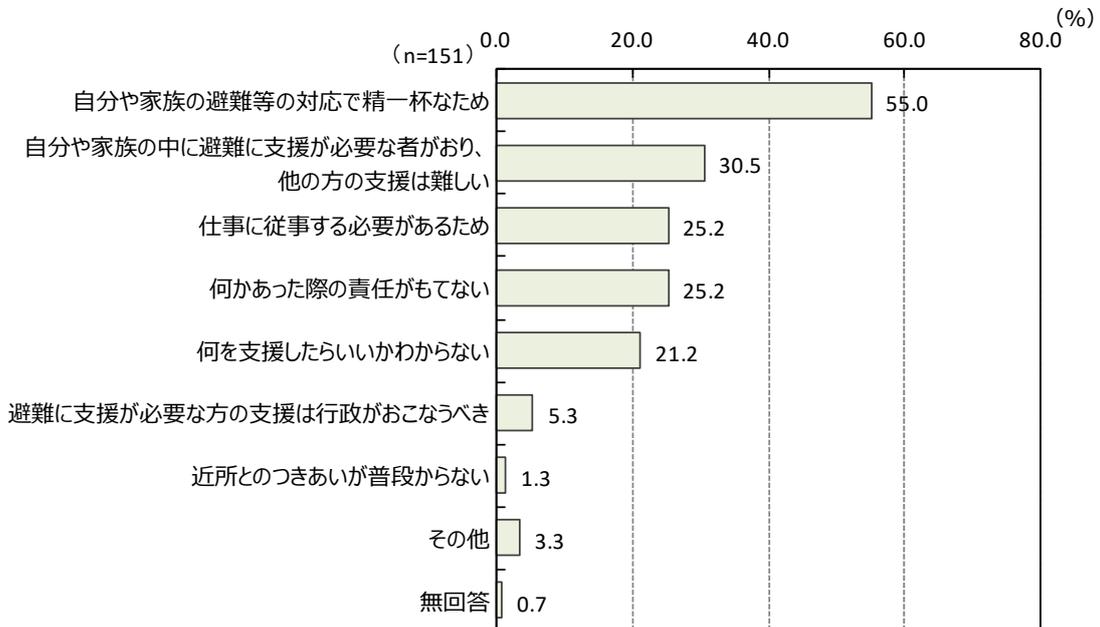
要支援者に対する緊急時の避難等の手助けの可否については、「できる」が59.5%、「難しい」が21.5%、「わからない」が17.2%となっています。

手助けが難しい又はわからない理由については、「自分や家族の避難等の対応で精一杯なため」が55.0%と最も多く、次いで「自分や家族の中に避難に支援が必要な者がおり、他の方の支援は難しい」が30.5%となっています。

〈要支援者に対する緊急時の避難等の手助けの可否〉



〈手助けが難しい又はわからない理由〉



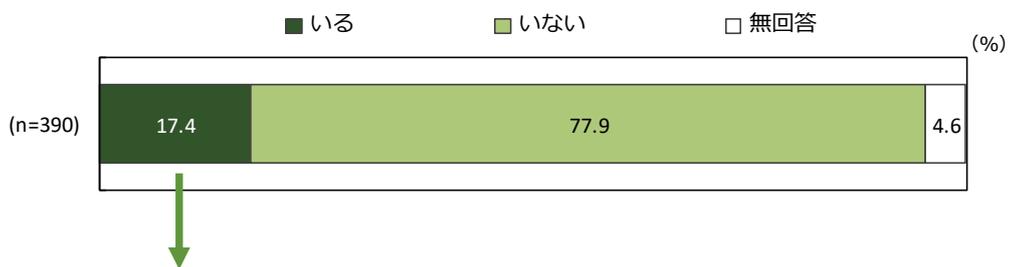
## (5) ひきこもり支援

### ①ひきこもりの認知状況

自身・家族・近所にひきこもり者はいるかについては、「いる」が17.4%、「いない」が77.9%となっています。認知しているひきこもり者の人数については、「1人」(66.2%)や「2人」(25.0%)が多くなっています。

認知しているひきこもり者の年齢については、「20代以下」(26.5%)や「30代」(20.4%)、「40代」(21.4%)など、若い年齢の割合が多くなっています。

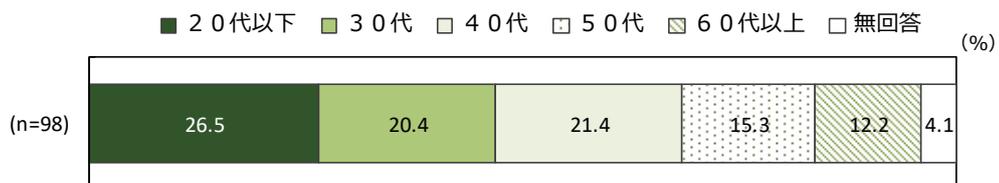
#### 〈自身・家族・近所にひきこもり者はいるか〉



#### 〈認知しているひきこもり者の人数〉



#### 〈認知しているひきこもり者の年齢〉

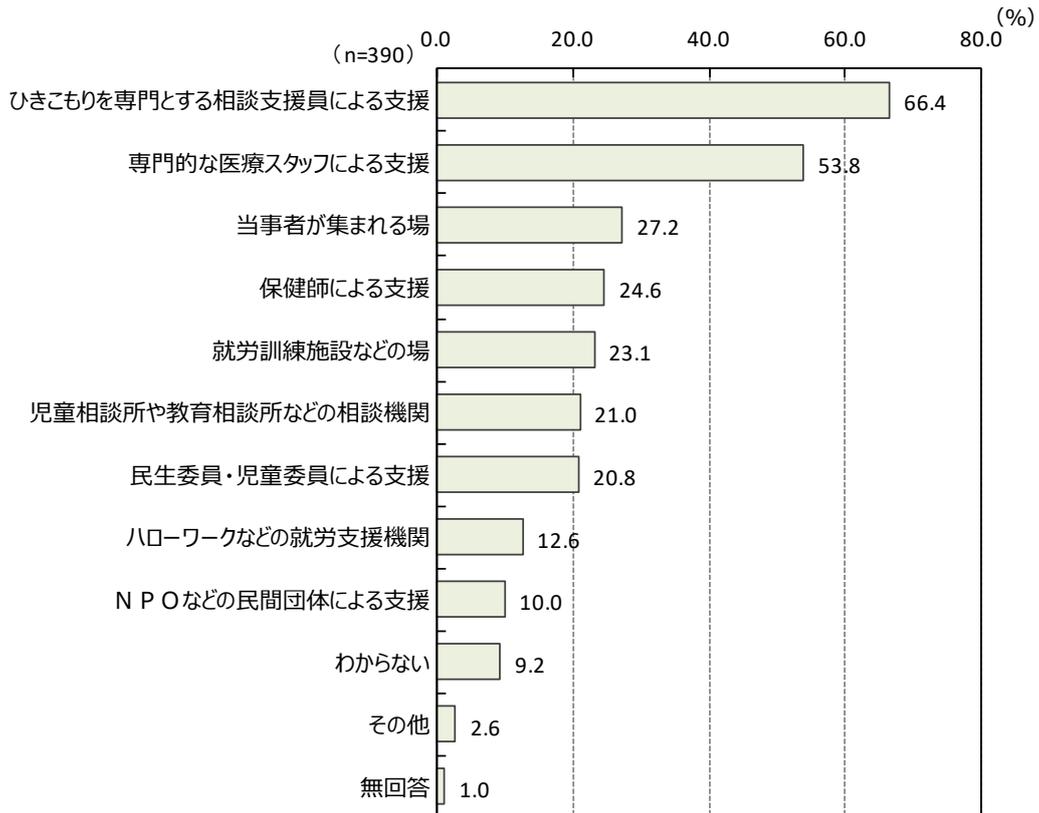


※n=98は、上記の〈認知しているひきこもり者の人数〉におけるひきこもり者人数の合計

## ②ひきこもりから脱却するために必要な福祉サービス

ひきこもりから脱却するために必要な福祉サービスについては、「ひきこもりを専門とする相談支援員による支援」（66.4%）、「専門的な医療スタッフによる支援」（53.8%）が突出しており、次いで「当事者が集まれる場」（27.2%）となっています。

### 〈ひきこもりから脱却するために必要な福祉サービス〉



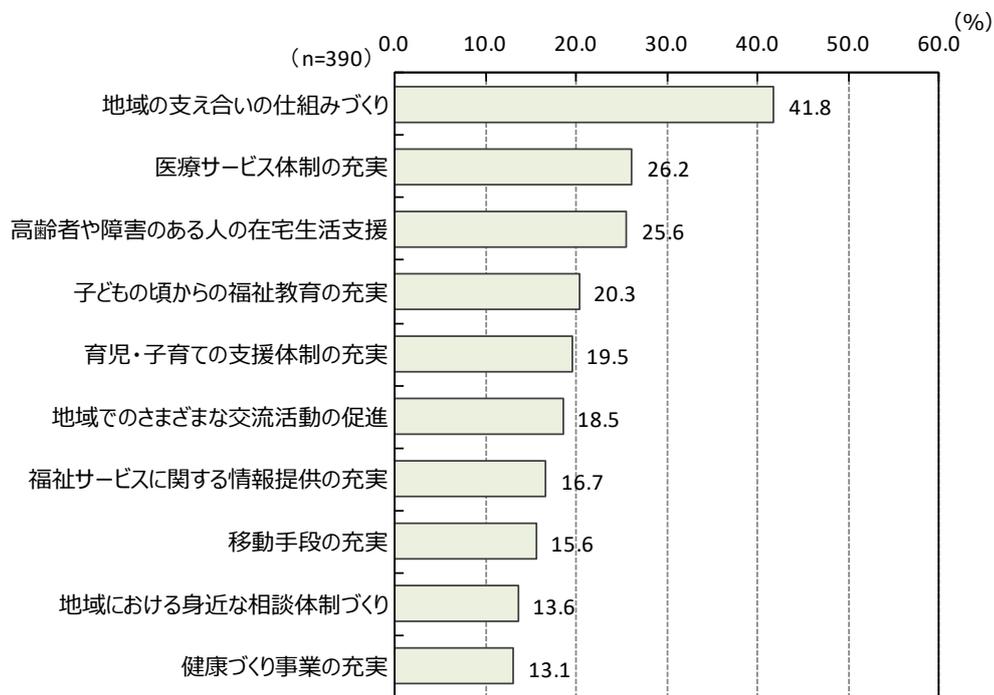
## (6) 今後の地域福祉施策

### ① 田村市の地域福祉施策を充実していくために重要な取り組み

田村市の地域福祉施策を充実していくために重要な取り組みについては、「地域の支え合いの仕組みづくり」が 41.8%と最も多く、次いで「医療サービス体制の充実」(26.2%)、「高齢者や障害のある人の在宅生活支援」(25.6%)となっています。

年齢別にみると、40代以下では「医療サービス体制の充実」、「育児・子育ての支援体制の充実」が、60代以上では「地域の支え合いの仕組みづくり」、「高齢者や障害のある人の在宅生活支援」が、他の年齢に比べ回答率が高くなっています。

### 〈田村市の地域福祉施策を充実していくために重要な取り組み〉



※上位 10 項目を抜粋

単位：%

	n	く	地	体	医	宅	高	の	ら	子	充	育	動	ざ	地	提	に	福	実	移	制	身	地	業	健
		い	域	療	療	生	齢	ら	ど	充	支	児	の	ま	域	供	関	社	動	動	手	づ	域	業	康
		り	の	の	の	あ	者	の	も	も	援	・	進	な	の	の	す	サ	手	段	く	に	お	の	づ
		の	仕	サ	サ	活	や	障	社	の	子	子	交	の	の	サ	ー	情	段	の	り	お	け	の	り
		支	組	充	充	支	支	在	の	頃	育	流	さ	実	情	報	ビ	報	の	充	体	る	る	事	事
		み	み	実	実	援	援	書	教	育	活	ま	活	報	入	入	報	入	充	充	体	る	る	事	事
		え	え	ビ	ビ	の	の		育	か	ま	ま	ま	入	入	入	入	入	充	充	体	る	る	事	事
		づ	づ	ス	ス	在	在		か										充	充	体	る	る	事	事
		合	合	ス	ス	書	書												充	充	体	る	る	事	事
		づ	づ	ス	ス	書	書												充	充	体	る	る	事	事
		合	合	ス	ス	書	書												充	充	体	る	る	事	事
		づ	づ	ス	ス	書	書												充	充	体	る	る	事	事
		合	合	ス	ス	書	書												充	充	体	る	る	事	事
		づ	づ	ス	ス	書	書												充	充	体	る	る	事	事
		合	合	ス	ス	書	書												充	充	体	る	る	事	事
全体	390	41.8	26.2	25.6	20.3	19.5	18.5	16.7	15.6	13.6	13.1														
年齢別	30代以下	33	21.2	42.4	15.2	42.4	9.1	15.2	21.2	9.1	3.0														
	40代	68	33.8	42.6	11.8	23.5	13.2	13.2	22.1	5.9	10.3														
	50代	35	34.3	31.4	20.0	20.0	25.7	17.1	8.6	11.4	8.6														
	60代	186	46.2	21.0	30.6	17.2	9.7	21.5	20.4	11.8	14.5	15.6													
	70代以上	67	52.2	11.9	34.3	14.9	4.5	20.9	14.9	19.4	16.4														

※上位 10 項目を抜粋

# 第3章

## 計画の基本方針



## 第3章 計画の基本方針

### 1 基本理念

地域で支えあい みんな元気で  
安心して暮らせるまち 田村市

第1次田村市地域福祉計画では、「健康づくりと福祉が充実した安全で安心して暮らせるまち」を基本理念として、誰もが自分らしく充実した生活を安心して送ることができる地域社会を推進してきました。

田村市総合計画（後期基本計画）においては、震災からの復興と同時に、厳しい財政状況と直面する課題をしっかりと受け止め、また人口減少や少子化・高齢化の進行等を喫緊に直面する最重要課題として捉え、市民の力と地域の力をもう一度結集し、市民のために、そして市民とともに、「あぶくまの人・郷・夢を育むまち ～はつらつ高原都市 田村市～」の実現に向けて、生涯を通じて自分らしく充実した生活を安心して送ることができる社会を目指し、「健康づくりと福祉の充実」を基本方針のひとつとしています。

しかし、東日本大震災以降の地域社会の取り巻く環境の変化により、地域における課題やニーズは複雑化、多様化しており、今までの制度内では解決が困難な課題が顕著となってきています。

これらの複雑化、多様化した課題を解決するために、地域の課題を「他人事」ではなく「我が事」として考え、様々な地域生活課題を抱えながらも、住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民等が支えあい、一人ひとりの暮らしと生きがいを共に創り、将来にわたり安全で安心して暮らせる地域社会を築き、田村市に住んでよかった、そしていつまでも住み続けたいと実感していただける環境づくりが必要になります。

これらのことから、「地域で支えあい みんな元気で 安心して暮らせるまち 田村市」を第2次田村市地域福祉計画の基本理念として、これまでの取り組みを踏まえ、地域の現状や課題、そして将来の課題を見据えた目標となる施策の指標を定め、実現に向けて取り組んでいきます。

## 2 基本目標

基本理念を具体的な行動や施策につなげていくため、次の7つの基本目標を定め計画の推進を図ります。

### 基本目標1 医療提供体制の充実

市民の健やかな人生や暮らしの脅威となる病気に対し、健康増進や疾病予防、早期発見・早期治療、リハビリテーション、在宅医療まで、一貫して質の高い地域医療の提供体制の充実を目指します。

#### ○施策の指標（到達点）

項 目	現状（令和元年度）	目標（令和8年度）
病気やけがに対する医療体制に満足している人の割合※	31.8%	40.0%

※ 地域福祉に関する市民意識アンケート調査より（31 頁）

## 基本目標2 生涯にわたる健康づくりの推進

一人ひとりが生涯にわたり、その人らしい心豊かで健やかな生活を送れるよう、健康寿命の延伸に向けた予防や健康管理を推進します。また、肥満予防対策とむし歯予防・口腔衛生対策については、各ライフステージ共通の健康づくり重点施策として取り組みます。

からだの健康づくりとあわせて、自殺予防のための取り組みの推進などこころの健康対策についても充実を図ります。

### ○施策の指標（到達点）

項 目	現状（令和元年度）	目標（令和8年度）
市民の肥満割合（BMI 25以上） 青年期（男性）	34.6%	30.0%
市民の肥満割合（BMI 25以上） 青年期（女性）	25.9%	15.0%
市民の肥満割合（BMI 25以上） 壮年期（男性）	37.9%	30.0%
市民の肥満割合（BMI 25以上） 壮年期（女性）	34.7%	30.0%
特定健診率（40歳から74歳）	41.2%	47.0%
胃がん検診受診率40歳以上	18.3%	40.0%
大腸がん検診受診率40歳以上	32.4%	40.0%
肺がん検診受診率40歳以上	39.6%	45.0%
乳がん検診受診率40歳以上	30.8%	40.0%
子宮頸がん検診受診率20歳以上	28.3%	40.0%

### 基本目標3 高齢者支援施策の充実

生涯にわたり住み慣れた地域で健康に暮らすことができるよう、高齢者の社会参加や生きがいづくりに取り組むとともに、介護予防や介護保険サービス、相談体制の充実を図ります。

また、地域において効率的かつ質の高い医療提供体制を整えるとともに、地域包括ケアシステムを構築することを通じ、地域全体での支えあいの推進や地域における医療及び介護の総合的な確保を促進します。

#### ○施策の指標（到達点）

項目	現状（令和元年度）	目標（令和8年度）
老人クラブ数	69クラブ	69クラブ
シルバー人材センター登録者数	399人	480人
運動サロンか所数	70か所	120か所
第2層協議体数 <sup>※1</sup>	2団体	5団体
成年後見制度の認知度 <sup>※2</sup>	3.7%	増加
福祉サービス利用時に不都合や不満を感じている人の割合 <sup>※3</sup>	25.7%	減少
高齢者がいきいきと暮らせる環境に満足している人の割合 <sup>※4</sup>	37.4%	58.5%

※1 第2層協議体とは日常生活圏域における地域ニーズの把握を行い課題解決のための取り組みを行う団体

※2 高齢者福祉計画に係る実態調査より

※3 地域福祉に関する市民意識アンケート調査より（35頁）

※4 地域福祉に関する市民意識アンケート調査より（31頁）

## 基本目標4 障害者支援施策の充実

障害者の地域生活への移行促進に向け、自宅での生活が困難な障害者などが、安心して生活できるよう在宅サービスを充実させるとともに、就労等への支援や生活しやすい環境づくりを推進します。

また、障害のある児童ができるだけ身近な地域において、障害の特性に応じた療育支援が受けられる体制整備に取り組みます。

### ○施策の指標（到達点）

項 目	現状（令和元年度）	目標（令和8年度）
地域生活支援拠点等整備数	0 か所	1 か所
障害者グループホーム数	3 か所	4 か所
就労継続支援（A型）事業所数	0 か所	1 か所
施設入所支援・短期入所施設数	2 か所	2 か所
就労移行支援事業所数	0 か所	1 か所
障害児通所施設数	4 か所	5 か所

## 基本目標5 子育て支援施策の推進

子育て支援サービスの充実を図るとともに、子どもの虐待防止や青少年育成活動の推進など、子どもが健やかに生まれ育つための環境づくりに取り組みます。

また、子育てに対する不安・負担の解消や保護者同士の交流など、子育て支援の拠点となる場を整備し、情報提供や相談支援体制を整えます。

### ○施策の指標（到達点）

項目	現状（令和元年度）	目標（令和8年度）
保育所利用定員数	680人	690人
ファミリーサポート利用者数	213人	250人
安心して赤ちゃんを産み、子育てができる環境に満足している人の割合※	45.6%	51.0%

※ 地域福祉に関する市民意識アンケート調査より（31頁）

## 基本目標6 安全安心に暮らせる環境づくりの推進

支援が必要な方が適切に福祉サービスを選択し必要なサービスを利用できるよう相談支援や情報提供の充実を図るとともに、生活困窮者や要配慮者の自立生活に向けた支援に取り組みます。

また、権利擁護や虐待の防止、災害時等の支援体制など、すべての人が安全安心に暮らせる環境づくりを推進します。

### ○施策の指標（到達点）

項目	現状（令和元年度）	目標（令和8年度）
避難行動要支援者名簿登録者	1,326人	1,600人
ひきこもりに関する状況把握を目的とした実態調査	未実施	実施

## 基本目標7 地域福祉の充実

地域の支えあいによる福祉活動を促進するため、官民協働の福祉活動を充実させるとともに、ボランティアや地域福祉団体などの福祉を担う人材の育成と活動の活性化、ボランティアセンターの機能拡充に取り組みます。さらに、災害時に住民とボランティアをつなぐ災害ボランティアセンターの機能拡充を行い、様々なニーズに対応できる災害ボランティアの養成や登録を推進します。

また、福祉分野以外との分野を超えた庁内外のあらゆる関係団体との連携を強化することで、包括的な支援体制を整備します。

### ○施策の指標（到達点）

項 目	現状（令和元年度）	目標（令和8年度）
福祉ボランティア登録数	1,200人	1,600人
地域活動に年1回以上参加している人の割合※1	62.5%	増加
田村市を住みやすいと感じる人の割合※2	72.8%	増加

※1 地域福祉に関する市民意識アンケート調査より（33頁）

※2 地域福祉に関する市民意識アンケート調査より（30頁）

### 3 計画の体系

#### 基本理念

#### 基本目標

#### 基本方針

地域で支えあい

みんな元気で

安心して暮らせるまち

田村市

1 医療提供体制の充実

- (1) 地域医療サービスの充実
- (2) 救急医療体制の整備

2 生涯にわたる健康づくりの推進

- (1) 生活習慣病予防の推進
- (2) 健康づくり推進体制の強化
- (3) 母子保健相談体制の充実
- (4) こころの健康の推進

3 高齢者支援施策の充実

- (1) 生涯にわたり健康で暮らしやすい地域づくり
- (2) 介護予防・地域支援の推進と介護保険サービスの充実
- (3) 地域支えあいの推進と見守り支援の充実

4 障害者支援施策の充実

- (1) 障害者の生活支援体制の充実
- (2) 障害者の社会参加の促進
- (3) 障害者も生活しやすいまちづくり

5 子育て支援施策の推進

- (1) 子育て支援の推進
- (2) 子どもの健全育成の充実
- (3) 子育て支援拠点施設の充実

6 安全安心に暮らせる環境づくりの推進

- (1) 相談体制・情報提供の充実
- (2) 生活困窮者や要配慮者等への支援の充実
- (3) 虐待の防止と権利擁護の推進
- (4) 安心して暮らせる環境の整備
- (5) 災害時等における支援体制の構築と防犯対策の推進

7 地域福祉の充実

- (1) 官民協働による福祉活動の充実
- (2) 地域福祉を担う人材等の育成と支援
- (3) 包括的な支援体制の整備

## 4 各福祉分野計画での取り組み

本計画では、地域でともに支え合い協働して取り組む「地域共生社会」の実現と、地域福祉のより一層の充実を図るため、各福祉分野の現計画で掲げている基本理念や重点目標等に重点的に取り組みます。

### 高齢者（高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画）

#### 《基本理念》

生きがいをもって、元気で暮らせる、支えあいあふれるまちづくり

#### 《重点目標》

- 基本目標 1 生きがいづくりと介護予防の推進
- 基本目標 2 安心して暮らすことができる基盤の整備
- 基本目標 3 介護保険サービスの充実

### 障害者（障害者計画・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画）

#### 《基本理念》

- 1 障害のある人の生活支援体制の充実
- 2 障害のある人の社会参加促進
- 3 障害のある人が生活しやすいまちづくり

#### 《重点目標》

- 基本目標 1 保健・医療体制の充実
- 基本目標 2 障害のある子どもの成育環境の充実
- 基本目標 3 福祉と相談・情報提供体制の充実
- 基本目標 4 雇用と就業の充実
- 基本目標 5 啓発・広報活動の推進
- 基本目標 6 スポーツ・文化・芸術活動の推進
- 基本目標 7 生活環境の充実

## 子育て（第2期子ども・子育て支援事業計画）

### 《基本理念》

「未来を担う人づくり」

みんな元気な子どもたち 地域で支えるいきいき子育て

### 《重点目標》

- 目標① 安心して住むことができるまちづくり
- 目標② 安心して生み育てることができるまちづくり
- 目標③ 健康な子どもを育てることができるまちづくり
- 目標④ ころ豊かな子どもを育てることができるまちづくり
- 目標⑤ 子育てを地域全体で支えるまちづくり

## 健康づくり（第二次健康増進計画改定版）

### 《基本理念》

個人の力と社会の力を合わせて、市民一人ひとりの健康を実現する

### 《重点目標》

- ①生涯にわたる健康づくりの重点施策
  - ・肥満対策
  - ・むし歯・口腔衛生対策
- ②ライフステージ重点施策
  - ・妊娠期から思春期
    - たばこ対策、育児不安対策、むし歯対策、肥満対策（栄養・運動）
  - ・成人保健
    - 肥満対策（食事・運動）

# 第4章

## 施策の展開



## 第4章 施策の展開

### 基本目標1 医療提供体制の充実

#### 基本方針1 地域医療サービスの充実

##### 【施策の方向】

地域医療体制の整備に向けて、関係機関の協力を仰ぎながら「かかりつけ医」である一次医療と、広域的な二次・三次医療の連携強化を図るとともに、医師の高齢化等による人材不足や今後増加が想定される在宅医療ニーズに対応するため、医師の確保に努めます。

また、新型コロナウイルスをはじめとした感染症については、正しい知識の普及を図るとともに、健康危機管理体制の整備に努めます。

	取り組むべき内容
市民や地域の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>適正な受診に関する理解を深める</li> <li>かかりつけ医を持つ</li> </ul>
関係事業者の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>保健、医療、福祉の連携強化に努める</li> <li>医療機関の診療連携体制の強化に努める</li> <li>在宅医療体制の充実を図る</li> </ul>
行政の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢化に対応できる地域医療体制の構築を図る</li> <li>地域包括ケアシステムを支える在宅医療の提供体制の整備を図る</li> <li>たむら市民病院、田村市都路診療所の施設・設備の充実を図る</li> <li>医療に関する情報提供に努める</li> </ul>

##### 主な取り組み事例

- かかりつけ医の普及啓発
- 田村市立都路診療所送迎バスの運行充実
- たむら市民病院新病院棟の建設

## 基本方針 2 救急医療体制の整備

### 【施策の方向】

いつでも適切な医療サービスが受けられ、健康で安心して地域で暮らすことができるよう、夜間及び急病に対応する救急医療体制の維持に努めます。

また、たむら市民病院の機能拡充を図り、救急医療のみならず、かかりつけ医・かかりつけ歯科医等への支援を通じて地域医療の充実を図ります。

	取り組むべき内容
市民や地域の役割	<ul style="list-style-type: none"><li>・救急医療の適切な受診に努める</li><li>・病気の予防や早期発見に努める</li></ul>
関係事業者の役割	<ul style="list-style-type: none"><li>・田村医師会、薬剤師会、歯科医師会の救急医療に対応する協力体制構築に努める</li><li>・医療機関、消防署の連携強化に努める</li></ul>
行政の役割	<ul style="list-style-type: none"><li>・休日の急病に対応するため、田村地方休日当番医制事業の継続的な運営を行う</li><li>・市民病院を核とした初期救急医療を確保</li><li>・救急に関する知識の普及啓発に努める</li></ul>

### 主な取り組み事例

- ・田村地方夜間診療所の運営
- ・田村地方休日当番医制度の継続
- ・たむら市民病院の運営

## 基本目標 2 生涯にわたる健康づくりの推進

### 基本方針 1 生活習慣病予防の推進

#### 【施策の方向】

食生活をはじめ、生活習慣の見直しや改善により病気の発生そのものを予防する一次予防に重点を置いた健康づくりを推進します。

	取り組むべき内容
市民や地域の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自分や家族の健康に関心を持ち、健康づくりに取り組む</li> <li>・定期的に健康診査を受け、健康状態をチェックする</li> <li>・体に不調を感じた場合は、速やかに医療機関を受診する</li> <li>・生活習慣病予防に関する理解を深める</li> <li>・かかりつけ医を受診の際は、健康診査の結果を持参して相談する</li> </ul>
関係事業者の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康づくりに関する情報提供に努める</li> <li>・健康診査を受けやすい環境づくりに努める</li> <li>・医療機関との連携に努める</li> </ul>
行政の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもから高齢者までの年代に応じた食育事業と運動習慣を普及し、生涯にわたる健康づくりを推進する</li> <li>・成人期においては、定期健診受診で経年的な身体の変化を確認し、生活習慣病の発症につながるメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の予防と早期改善に取り組む</li> <li>・健康診査や各種検診の受診率向上に向けた受診勧奨を強化する</li> <li>・健診結果等からターゲットを絞り、より効果的、効率的な保健指導を実施する</li> </ul>

#### 主な取り組み事例

- ・食育事業の推進
- ・健康診査、特定健診、がん検診の受診啓発
- ・特定保健指導事業の推進
- ・健診結果に基づいた健康相談、保健指導事業の推進
- ・生活習慣病予防のための健康教室の開催
- ・健康相談、訪問活動による重症化予防事業の推進

## 基本方針2 健康づくり推進体制の強化

### 【施策の方向】

高齢になっても健康で自立して暮らすことができるよう、「第二次田村市健康増進計画（改訂版）」に基づき、健康寿命の延伸に向けたフレイル予防や健康管理の推進に取り組みます。

また、個人之力と社会之力を合わせた健康づくり推進体制を整備します。

	取り組むべき内容
市民や地域の役割	<ul style="list-style-type: none"><li>・自分や家族の健康に関心を持ち、健康づくりに取り組む</li><li>・保健委員会、保健協力員等の地区組織を中心に地域ぐるみで健康づくり活動に取り組む</li></ul>
関係事業者の役割	<ul style="list-style-type: none"><li>・職場は健康づくりに関する情報提供や健康診査を受けやすい環境づくりに努める</li><li>・健康増進施設は、楽しく運動に取り組めるサービスを提供する</li><li>・健康応援店は、ヘルシーメニューを提供する</li></ul>
行政の役割	<ul style="list-style-type: none"><li>・市民一人ひとりが健康行動を実践していく健康意識を高めるための啓発の充実を図る</li><li>・行政と個人、家庭、地域、学校、職場が連携し、一人ひとりの健康づくりの支援を強化する</li><li>・協力団体や地区組織を養成・育成し、地域との協働による市民の健康づくりを推進する</li><li>・既存の施設等を活用し、多世代が気軽に健康づくりに取り組む機会の提供に努める</li><li>・健康診査結果や放射線健康管理、国民健康保険医療費統計などのデータから健康上の課題を分析し、それぞれの特性に応じた適切な事業実施や情報提供を推進する</li><li>・高齢になってもできるだけ自立した生活を送り、こころ豊かな人生を送ることができるよう、介護予防事業の充実を図る</li></ul>

### 主な取り組み事例

- ・「今よりもプラス10分の身体活動」の推進
- ・健康づくりのための情報提供（健康大学、出前講座、栄養改善事業等）
- ・地区組織（保健委員会、保健協力員、食生活改善推進員など）と連携した健康づくり活動の普及啓発
- ・住民主体の運動サロンの普及と習慣的な運動や交流の推進
- ・禁煙、分煙の普及啓発活動

### 基本方針3 母子保健相談体制の充実

#### 【施策の方向】

子育て安心サポートと子どもの健やかな発達・成長のため、乳児健診や健康相談、育児教室を継続して実施します。

	取り組むべき内容
市民や地域の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健診や予防接種等を積極的に受けて健康管理に努める</li> <li>・子育ての悩みや不安は早めに相談し、育児のストレスを解消する</li> <li>・家庭と地域社会が連携して子育てを見守り、育児力を高める</li> </ul>
関係事業者の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安心して子育てできるよう、相談支援環境の充実に努める</li> <li>・子育て支援の事業所を市民に分かりやすく周知する</li> </ul>
行政の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・妊婦や乳幼児に対する健康診査や予防接種を実施し、母と子の健康増進を図る</li> <li>・相談窓口などの情報を提供する</li> <li>・保健・医療・教育・福祉分野が連携して、母と子の健康増進を図る</li> <li>・子育て中の家族や本人の放射線に対する不安を軽減し、子どもの肥満対策とむし歯予防対策強化に努め、元気な「田村っ子」を育てる</li> <li>・子どもたちの健やかな成長のために、発達などの子育てに悩む家族の支援や子育て中の家族の交流の場として発達支援教室等を開催し、子どもの成長と発達を見守るとともに、保護者の育児相談支援の充実に努める</li> <li>・ICTを活用した子育てアプリ「母子モ」の活用、市の子育て情報発信</li> <li>・子育て世代包括支援センター「にこたむ」開設、助産師、保健師、栄養士による個別相談充実</li> </ul>

#### 主な取り組み事例

- ・母子健康手帳交付時の健康相談の充実
- ・出生時赤ちゃん全戸訪問による安心子育て支援
- ・子どもの疾病や発達課題の早期発見のための乳幼児健康診査の充実
- ・フッ素塗布事業等によるむし歯予防対策の強化
- ・子育て支援と育児力強化（育児相談、離乳食相談会、遊びの教室、発達支援教室（すくすく教室）等の開催）

## 基本方針4 こころの健康の推進

### 【施策の方向】

「田村市のいのちを支える行動計画」に基づき、心の健康に関する正しい知識の普及啓発の取り組みを推進するとともに、こころの復興支援、自殺予防のための相談体制の充実を図ります。

	取り組むべき内容
市民や地域の役割	<ul style="list-style-type: none"><li>・自分に合ったストレス対処法によりこころの健康を維持し、病気を予防する</li><li>・地域のつながりにより孤立しないよう見守る</li></ul>
関係事業者の役割	<ul style="list-style-type: none"><li>・職場は、こころの健康に関する知識を理解し、早期の相談・治療を支援する</li><li>・精神障害者の雇用の場を広げる</li></ul>
行政の役割	<ul style="list-style-type: none"><li>・市民のこころのケアに向けて、臨床心理士などの専門家による健康相談と、こころの健康に関する知識の普及啓発を図る</li><li>・気軽に相談できる体制を整備する</li><li>・自殺の未然防止のため、状態が深刻化する前の早期発見体制や居場所づくり、地域ネットワークづくりの取り組みを推進する</li></ul>

### 主な取り組み事例

- ・広報紙等による相談窓口の紹介
- ・こころの健康に関する知識普及啓発
- ・自殺対策事業（健康相談、研修会の開催）の推進

## 基本目標3 高齢者支援施策の充実

### 基本方針1 生涯にわたり健康で暮らしやすい地域づくり

#### 【施策の方向】

平成27年国勢調査による本市の高齢化率31.2%は、全国の高齢化率26.6%、県の28.7%を上回っており、団塊の世代が65歳に到達した平成24年度以降、さらに増加傾向にあります。

高齢者自身が培った知識と経験を活かしながら、健康で生きがいのある生活を実現できるよう地域づくりや自立を支援するサービスの充実に努めます。

	取り組むべき内容
市民や地域の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会活動に参加し、生きがいづくりをする</li> <li>・高齢者の地域交流の場をつくる</li> </ul>
関係事業者の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者の雇用の場の確保に努める</li> <li>・高齢者が充実した生活が送れるようサービス向上に努める</li> </ul>
行政の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者が仕事を通じて、積極的に社会参加ができるよう、シルバー人材センターの活動を支援する</li> <li>・高齢者の生きがいづくりのため、老人クラブ活動の支援や生涯学習の推進をする</li> <li>・高齢者が在宅で自立した生活が送れるよう、在宅支援事業を強化する</li> <li>・敬老事業の充実に努める</li> </ul>

#### 主な取り組み事例

- ・軽度生活援助事業の普及啓発
- ・車いす同乗軽自動車貸出事業の普及啓発
- ・高齢者住宅改修助成事業の普及啓発
- ・介護用品給付券交付事業の普及啓発
- ・要介護高齢者介護者手当支給事業の普及啓発
- ・寝具類等洗濯乾燥消毒サービス事業の普及啓発
- ・在宅寝たきり高齢者等訪問理髪事業の普及啓発
- ・高齢者安全運転支援装置設置事業の普及啓発
- ・高齢者交通対策支援事業の普及啓発
- ・長寿者褒賞、敬老会の開催、敬老祝金の支給
- ・老人クラブ活動事業への補助
- ・公民館における事業（高齢者学級等）の開催
- ・シルバー人材センターへの補助

## 基本方針 2 介護予防・地域支援の推進と介護保険サービスの充実

### 【施策の方向】

「田村市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、介護予防や介護施設の整備、相談体制の充実、医療と介護の連携強化など高齢化の進展に対応した施策を展開していきます。

また、支援を必要とする地域住民が適切かつ円滑にサービスを利用できるよう、ケアマネジメント体制の充実や分野横断的な福祉サービスを展開します。

	取り組むべき内容
市民や地域の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者自身が介護予防に対して主体的に取り組む</li> <li>・自主的な運動サロンの組織化と運営を図る</li> <li>・関係者による地域ネットワークの構築を図る</li> </ul>
関係事業者の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いきいき健康サポーター等による介護予防事業の支援に努める</li> <li>・介護支援専門員、主治医、サービス提供者間における連携と包括支援センター等によるケアマネジメント体制の構築を図る</li> </ul>
行政の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険サービス等に関する周知・情報提供を強化する</li> <li>・介護予防の知識の普及・啓発を図り、住民主体の介護予防活動を育成・支援する</li> <li>・介護予防・日常生活支援総合事業などの介護予防サービスの充実を図る</li> <li>・地域包括支援センター等において、高齢者の自立支援や生活にかかわる総合的な相談・支援体制の充実を図る</li> <li>・生活支援コーディネーターや協議体の配置により、円滑で適切なサービスの提供を行うとともに、地域の通いの場や生活支援サービスにつなげる</li> <li>・共生型サービスや多機能型サービスなど、分野横断的な福祉サービスの円滑な提供に努める</li> <li>・居宅サービス、施設サービスなどの介護保険サービスの充実に努め、介護保険制度の円滑な運営を図る</li> </ul>

### 主な取り組み事例

- ・住民主体の通いの場の拡大・拡充
- ・介護予防・生活支援サービス事業の充実
- ・地域包括支援センターの活動強化
- ・第1層協議体会議の運営
- ・第2層協議体の設置
- ・生活支援コーディネーターの活動支援
- ・住民ボランティアの養成・育成

### 基本方針3 地域支えあいの推進と見守り支援の充実

#### 【施策の方向】

近年は地域内でのつながりが希薄化し、増加する高齢者の孤立が深刻化してきています。安心して暮らせるまちづくりを進めるうえでも「田村市地域支え合い事業」を推進し、見守り支援のさらなる充実を図ります。また、増加傾向にある認知症高齢者対策への取り組みを進めます。

	取り組むべき内容
市民や地域の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭内において世代間がふれ合い、支えあえる環境をつくる</li> <li>・地域全体が協力して高齢者を見守る体制づくりをする</li> <li>・住民相互がふれ合い、支えあう地域づくりをする</li> <li>・高齢者が持つ知識や経験を活かせる場を提供する</li> </ul>
関係事業者の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域と連携し高齢者への助言や見守りを行う</li> <li>・高齢者等が集える場を提供する</li> </ul>
行政の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者が安全に安心して暮らせる地域社会づくりを構築するため、市内事業者と協力し高齢者を見守り体制の強化を図る</li> <li>・高齢者が多世代の方々と日常的に交流できるような環境づくりに努める</li> <li>・行政区長、民生児童委員、ボランティア団体等の活動が活性化するように、人材育成、情報・活動拠点の提供、相互交流機会の設定をし、主体的な活動の支援に努める</li> <li>・高齢者を支える体制づくりと地域の活性化を図るため、市外から移住しやすい環境整備に努める</li> <li>・認知症等により判断能力が十分でない方への支援として、成年後見制度や日常生活自立支援事業の推進を図る</li> </ul>

#### 主な取り組み事例

- ・権利擁護事業の推進
- ・配食サービス事業の拡充
- ・緊急通報システム事業の普及啓発
- ・介護相談員派遣事業の推進
- ・かかりつけ医療機関との連携強化
- ・認知症サポーター養成講座の開催
- ・高齢者おかえり支援事業の普及啓発
- ・認知症高齢者個人賠償保険事業の普及啓発
- ・三世代交流会の開催（市内保育所や幼稚園児との昔遊び等による交流事業）
- ・高齢者見守り協定、高齢者見守りとリコール品回収に関する協定による見守り支援
- ・定住者促進事業（空き家リフォーム・Uターン引越し費用助成）による支援
- ・三世代同居住宅リフォーム費用の助成
- ・成年後見制度利用支援事業の推進
- ・生活支援ショートステイ事業の普及啓発
- ・高齢者日常生活用具給付事業の普及啓発
- ・ボランティア活動の参加促進
- ・地域組織・ボランティアの育成
- ・認知症カフェの開催支援
- ・緊急情報ガードの推奨

## 基本目標 4 障害者支援施策の充実

### 基本方針 1 障害者の生活支援体制の充実

#### 【施策の方向】

障害の重度化、重複化によって常時援護を必要とする人が増えています。障害福祉サービスや地域生活支援事業の充実など障害のある方の生活の質の向上に努めるとともに、高齢化にも対応できる施策を展開します。

	取り組むべき内容
市民や地域の役割	<ul style="list-style-type: none"><li>・地域で困っている人がいたら支援する</li><li>・地域で見守る体制を作る</li></ul>
関係事業者の役割	<ul style="list-style-type: none"><li>・地域の活動に参加・協力する</li><li>・福祉サービス事業者間のネットワークを強化する</li></ul>
行政の役割	<ul style="list-style-type: none"><li>・障害福祉サービス等に関する周知・情報提供を強化する</li><li>・移動手段、公共交通機関の確保を図る</li><li>・地域医療体制の整備に努める</li><li>・相談支援体制の強化を図る</li><li>・子育て支援や高齢福祉など各分野の関係機関が連携し、横断的な福祉サービスの円滑な提供に努める</li><li>・サービス等利用計画の円滑な作成に向けた人材確保への支援を図る</li></ul>

#### 主な取り組み事例

- ・乳幼児の発達支援教室（すくすく教室）との連携
- ・精神障害者社会復帰相談指導事業の推進（デイケア）
- ・障害者地域総合支援協議会の活性化（課題別の専門部会）
- ・広報紙、ホームページの充実（わかりやすく見やすい行政情報の提供）
- ・聴覚障害者世帯へ防災無線文字放送機器の設置
- ・手話通訳者派遣、手話奉仕員養成講座の開催

## 基本方針2 障害者の社会参加の促進

### 【施策の方向】

障害者の社会参加の機会の確保及び地域社会における共生を支援するため、就労並びに地域移行支援、スポーツ・文化・芸術活動への参加等に対する支援施策を推進します。

	取り組むべき内容
市民や地域の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就労意欲を持つ障害者が働きやすい職場の提供をする</li> <li>・社会活動に積極的に参加できるよう、地域交流を進める</li> </ul>
関係事業者の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報入手困難な障害者に分かりやすく情報を伝える</li> <li>・就労機会の確保と工賃の向上に努める</li> <li>・トライアル雇用制度を理解し取り組みに努める</li> </ul>
行政の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者の就労情報の収集・発信に努める</li> <li>・障害のある方の雇用支援体制の確立を図る</li> <li>・スポーツ・文化・芸術活動の機会を充実させ、誰でもが参加できる環境を整える</li> </ul>

### 主な取り組み事例

- ・障害者地域総合支援協議会（生活・就労支援部会）を軸とした就労機会の確保と工賃の向上のための検討
- ・「田村市障害者就労施設等からの物品等調達方針」に基づく全庁的な調達の推進と調達目標設定金額及び実績の公表
- ・障害者スポーツ教室の開催
- ・県障害者総合体育大会への参加呼びかけ
- ・講演会、イベント開催、文化祭への参加

### 基本方針3 障害者も生活しやすいまちづくり

#### 【施策の方向】

障害者が望む社会資源の不足が課題となっています。障害者の多様なニーズに即応すべく、相談支援体制強化のための相談支援事業所に通年で委託し、各支援者間の連携を保ちながら、地域全体の支援力の高まりにつなげます。

また、障害についての理解や社会的関心を高めていくとともに、バリアフリー化など人にやさしいまちづくりの推進、災害発生などの緊急時に対応できるセーフティネットの整備など、障害者を支援する環境づくりを推進します。

	取り組むべき内容
市民や地域の役割	<ul style="list-style-type: none"><li>・近隣との信頼関係を作り、支援が必要なことを伝えておく</li><li>・区長、民生児童委員など地域の関係者が中心となり住民の共助体制に努める</li></ul>
関係事業者の役割	<ul style="list-style-type: none"><li>・相談支援事業体制（相談支援専門員・関係機関）との連携を強化する</li><li>・長期的視野に立った相談支援専門員の養成等人材育成に努める</li></ul>
行政の役割	<ul style="list-style-type: none"><li>・福祉サービスの利用や権利擁護のための相談支援事業の充実を図る</li><li>・障害者基幹相談支援センターによる包括的な相談支援体制を整備する</li><li>・田村市障害者地域総合支援協議会・各専門部会による関係機関との連携強化を図る</li><li>・障害者の特性を正しく理解するための意識啓発推進に努める</li><li>・相談支援体制を整備し、障害者ニーズを把握する</li><li>・地域の公共施設等の既存施設を活用し、障害のある方とない方のふれあいの場を創出するなど、相互理解の機会を提供する</li><li>・成年後見制度の利用を必要とする人に、適切な支援を行う</li></ul>

#### 主な取り組み事例

- ・広報紙・パンフレット内容の充実
- ・福祉施設における交流事業の推進
- ・ボランティア団体活動への支援強化
- ・ふくしまユニバーサルデザイン推進指針、人にやさしいまちづくり整備の推進
- ・住宅改修事業の普及
- ・福祉避難所の周知
- ・災害時避難行動要支援者名簿の整備
- ・緊急通報システムの普及
- ・おもいやり駐車場の整備
- ・成年後見制度の周知

## 基本目標5 子育て支援施策の推進

### 基本方針1 子育て支援の推進

#### 【施策の方向】

地域で安心して子どもを生き育てられるよう、出産や子育てに要する経済的な負担軽減の支援を継続します。

また、子育ての援助を受けたい人と手助けをしたい人を結びつけるファミリーサポート事業を充実し、地域の支えあいによる子育て支援の充実を図ります。

	取り組むべき内容
市民や地域の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子育ての不安など一人で悩まず相談する</li> <li>・日頃から声かけをするなど、子どもの見守り活動を実施する</li> </ul>
関係事業者の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・育児休業取得を推進するなど、子育てしやすい職場環境づくりをする</li> <li>・安心して子育てができる保育サービスの充実に努める</li> </ul>
行政の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3歳児～5歳児の幼稚園、保育所、認定こども園等の保育料の無料化や給食費の無料化により保護者の経済的支援を行うとともに、対象者の拡大を図る</li> <li>・ファミリーサポート事業の会員拡大を図り、地域で子育てを応援する仕組み作りに努める</li> <li>・支援の必要な子どもに対する、相談体制を整える</li> <li>・転入から定住まで一体的に子育て世帯をサポートする</li> <li>・障害のある児童に対する支援については、障害福祉分野の関係機関と連携し、横断的な福祉サービスの円滑な提供に努める</li> <li>・市内の取扱登録店で使用できる子育て応援券（商品券）を出生時と1歳の誕生日にそれぞれ支給し、第3子以降は2歳の誕生日に支給することで経済的支援をする</li> </ul>

#### 主な取り組み事例

- ・3歳児～5歳児の幼稚園、保育所、認定こども園の保育料無料化の継続
- ・ファミリーサポート事業預かり会員養成講習会を開催
- ・預かり会員、お願い会員の交流会を開催
- ・子育て世代サポート事業（転入子育て世帯の支援）の推進
- ・子育て世帯新築費用及び三世帯同居住宅リフォーム費用の助成
- ・子育て応援券（商品券）の交付

## 基本方針2 子どもの健全育成の充実

### 【施策の方向】

家庭の経済状況や地域における家庭の孤立化など、複雑化する子どもを取り巻く環境に対応していくため、家庭や地域、関係機関が協力して子どもの虐待防止や青少年育成活動の充実を図ります。

	取り組むべき内容
市民や地域の役割	<ul style="list-style-type: none"><li>・「放課後子ども教室」「放課後児童クラブ」などの指導員による見守りを行う</li><li>・虐待を発見した場合、市、児童相談所、警察に通報する</li></ul>
関係事業者の役割	<ul style="list-style-type: none"><li>・医療機関と連携し、虐待等の早期発見に努める</li><li>・子どもの非行防止のため、警察による防犯パトロールを実施する</li></ul>
行政の役割	<ul style="list-style-type: none"><li>・放課後児童クラブで、異年齢の子ども同士による遊びなどを通じて、子どもの多様な交流・体験を重ね、健やかに成長できる地域づくり活動の充実に取り組む</li><li>・児童虐待の防止と予防を目指すため、要保護児童対策地域協議会の活性と役割強化を図るとともに、家庭児童相談員を雇用し、相談体制の充実と支援の強化を図る</li><li>・子ども家庭総合支援拠点の充実により、助言・相談体制の強化を図る</li></ul>

### 主な取り組み事例

- ・放課後子ども教室、放課後児童クラブ事業の実施
- ・要保護児童対策協議会の開催
- ・家庭児童相談員（子ども家庭支援員）による相談対応

### 基本方針3 子育て支援拠点施設の充実

#### 【施策の方向】

子どもとその保護者が相互の交流を行うことのできる子育て支援の拠点となる場を整備し、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供や、子育てに関する相談・助言、関係機関との連絡調整等の充実を図ります。

	取り組むべき内容
市民や地域の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て支援センターを積極的に活用する</li> <li>・日頃から子どもの見守り活動を実施する</li> </ul>
関係事業者の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ファミリーサポート養成講座を開催し、支援機能の充実を図る</li> </ul>
行政の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て家庭への支援と保護者同士のつながりを深めるため、子育て支援センターの充実を図る</li> <li>・屋内の遊び場の整備をはじめ、安全で安心できる子どもの居場所づくりに努める</li> <li>・幼保一元化施設の整備促進を図る</li> <li>・子育て支援センターやファミリーサポート事業などのPRをする</li> <li>・子育て世代包括支援センター等の充実により、妊娠・出産・産後・子育てに関する様々な相談や情報提供など切れ目のない支援を行う</li> </ul>

#### 主な取り組み事例

- ・子育て支援センターの充実（ひまわり広場の実施）
- ・放課後こども教室、放課後児童クラブの実施

## 基本目標 6 安全安心に暮らせる環境づくりの推進

### 基本方針 1 相談体制・情報提供の充実

#### 【施策の方向】

高齢者や障害のある方、子育て世代をはじめとする支援が必要な方が、適切に福祉サービスを選択し必要なサービスを利用できるよう、サービス提供事業所へ事業所情報やサービス内容、評価等の情報開示を働きかけるとともに、それぞれの特性に配慮した、多様な方法による情報提供に努めます。

また、民生児童委員、社会福祉協議会や地域包括支援センター、障害者基幹相談支援センターなど、各福祉行政部門の連携を強化し、支援が必要な方や地域の生活課題の早期把握に努めるとともに、地域の様々な相談を受け止め、自らが対応できない場合も関係機関につなぐ「断らない相談支援」の構築など包括的な相談体制の整備を目指します。

災害発生や感染症の拡大など、対面での相談・情報提供が困難な状況においても適切な情報の発信・提供・相談を行えるよう、ICTへの対応も検討を進めます。

	取り組むべき内容
市民や地域の役割	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 広報紙や回覧板等、様々な媒体により、福祉に関する情報を収集する</li><li>・ 不明点や知りたい情報があれば、行政や民生児童委員、社会福祉協議会、サービス事業者等に積極的に相談する</li><li>・ 個人情報に配慮しながら、地域での情報共有を進める</li></ul>
関係事業者の役割	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 回覧板やインターネット、ホームページ等の広報活動等を通じ、地域の活動情報やイベント、福祉サービス等について積極的に発信する</li></ul>
行政の役割	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 広報紙やホームページ等、様々な媒体を活用し、情報の効果的な提供に努める</li><li>・ 各関係機関と連携し、包括的な相談体制の整備を図る</li><li>・ ICTを活用した情報提供や相談体制を検討する</li></ul>

#### 主な取り組み事例

- ・ 相談支援体制の充実
- ・ 多様な媒体を活用した情報提供の充実

## 基本方針2 生活困窮者や要配慮者等への支援の充実

### 【施策の方向】

生活困窮者や要配慮者（高齢者や障害者、ひとり親家庭等）など、地域で孤立しがちな人々が住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、町内会や民生児童委員、社会福祉協議会、専門機関、庁内各課等の関係機関とのネットワークを強化し早期発見・状況把握に努めるとともに、複合的な課題に対応できる相談支援の体制や本人・家族の就労、住まい、経済状況等に合わせた自立支援事業を横断的に取り組みます。

また、高齢者や障害者、子育て家庭すべてに共通して求められる、ひきこもり状態にある方の社会参加の促進、サービス利用拒否者等の既存制度に位置付けられないいわゆる「制度の狭間」の問題への対応、自殺対策、犯罪をした者の社会復帰のための支援を地域福祉の施策と一体的に推進します。

	取り組むべき内容
市民や地域の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日頃からひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯、子育て世帯等へ声かけを行い、地域とのコミュニケーションを図る</li> <li>・一人で悩まず民生児童委員、主任児童委員及び関係機関に連絡、相談する</li> <li>・就労意欲を持ち、自立した生活が営めるよう努める</li> <li>・田村市生活サポートセンターや生活困窮者自立支援制度、生活保護制度について理解し活用する</li> </ul>
関係事業者の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・活動団体、行政等の福祉関係機関との連携や支援に関する情報共有を行い、支援が必要な方の早期発見・対応に努める</li> <li>・田村市生活サポートセンター事業について積極的にPRする</li> <li>・就労支援や相談体制を強化する</li> </ul>
行政の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種制度の周知に努める</li> <li>・自立相談支援事業実施事業者との連携強化に努め、支援事業の質の向上を図る</li> <li>・相談しやすい、生活しやすい環境整備に努める</li> <li>・生活困窮者や要配慮者、ひきこもり状態にある方等への就労支援や保育の提供など、よりきめ細かな支援をする</li> </ul>

### 主な取り組み事例

- ・民生児童委員及び主任児童委員の活動支援
- ・窓口における自立のための相談支援
- ・制度の狭間にある相談体制の整備と情報共有
- ・ひきこもり状態にある方やその家族への相談支援

### 基本方針3 虐待の防止と権利擁護の推進

#### 【施策の方向】

虐待を受けた方や、判断能力が十分ではない方等を守り、早期発見・予防・支援するため、令和2年4月1日、「田村市虐待等防止・権利擁護連絡会」を立ち上げ、見守りや関係機関などの地域連携ネットワークを強化しました。中核機関として、行政は連絡会の運営など、社会福祉協議会「地域包括支援センター」は広報活動・相談機能などを担います。

支援の必要な方が、地域で安心して暮らしていけるように制度の理解を深め、利用の促進に努めて、市民の権利を擁護する支援体制を推進します。

	取り組むべき内容
市民や地域の役割	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 地域の見守り活動へ積極的に参加する</li><li>・ 虐待、認知症、権利擁護等の講座や学習会に積極的に参加し、理解を深める</li></ul>
関係事業者の役割	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 関係機関との連携体制を強化し、情報共有を図る</li></ul>
行政の役割	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 虐待、認知症、権利擁護等の理解促進を図る</li><li>・ 高齢者、障害者、児童に対する虐待への統一的な対応を行う</li><li>・ 成年後見制度、福祉サービス利用援助等を行う日常生活自立支援事業等の制度・サービスの周知を図る</li><li>・ DV被害の相談窓口体制の整備・充実を図る</li></ul>

#### 主な取り組み事例

- ・ DV被害の相談窓口の設置
- ・ 権利擁護・成年後見制度の啓発及び利用推進
- ・ 虐待等防止の啓発と関係機関との連携強化

## 基本方針4 安心して暮らせる環境の整備

### 【施策の方向】

高齢者や障害者、子どもをはじめとする住民すべてが、慣れ親しんだ地域で安心して暮らせるよう、すべての人にやさしく思いやりのあるまちを目指します。さらに、道路や歩道、公共施設、交通機関等、関係機関と連携し、生活環境のバリアフリー化を推進するなど、ユニバーサルデザインの考え方に配慮したまちづくりを推進します。

	取り組むべき内容
市民や地域の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者や障害者についての理解を深める</li> <li>・隣近所と相互に助け合える関係をつくる</li> <li>・施設や道路で、危険や不便を感じたら行政に相談する</li> <li>・行政や地域が開催するバリアフリーの学習の場に積極的に参加する</li> </ul>
関係事業者の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業におけるユニバーサルデザインの推進に努める</li> <li>・学校や地域での福祉教育を通じて、バリアフリーやユニバーサルデザインに対する考え方や取り組みの啓発を行う</li> </ul>
行政の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共施設や道路のバリアフリー化を推進する</li> <li>・ユニバーサルデザインの考え方に配慮したまちづくりを推進する</li> </ul>

### 主な取り組み事例

- ・住宅・建物・道路交通等のバリアフリー化
- ・ふくしまユニバーサルデザイン推進指針、人にやさしいまちづくり整備の推進

## 基本方針5 災害時等における支援体制の構築と防犯対策の推進

### 【施策の方向】

災害や防災の正しい知識の習得や防災意識の向上のため、防災訓練の実施や参加の促進を図るとともに、何らかの支援が必要な要配慮者や避難行動要支援者の把握、避難行動要支援者名簿の整備、福祉避難所の確保など、避難行動要支援者に対する避難支援体制をより強化していきます。また、避難に対する支援のみならず、災害発生時や感染症拡大等の緊急時に福祉サービスを継続して提供できるよう、関係機関と連携し、支援体制を整備します。

また、地域の中での日常的な見守り体制づくりや防犯パトロールを推進するとともに、行政や警察等の連携により地域の防犯体制の強化を図ります。

	取り組むべき内容
市民や地域の役割	<ul style="list-style-type: none"><li>・家庭内で災害時の対応について話し合う</li><li>・自主防災組織の活性化等、地域の防災体制を整える</li><li>・防災訓練・避難訓練に積極的に参加する</li><li>・地域の防犯パトロールに積極的に参加する</li></ul>
関係事業者の役割	<ul style="list-style-type: none"><li>・災害時における避難所の運営について備える</li><li>・サービス利用者の安否や援助方法について地域と連携する</li><li>・日頃から声かけ、見守り活動を行い、避難支援が必要な人を把握する</li></ul>
行政の役割	<ul style="list-style-type: none"><li>・市民が主体的に参加する防災・救命訓練等の実施</li><li>・地域における支援が必要な高齢者等の避難行動要支援者を把握し、救助や避難等の支援体制を整備する</li><li>・避難生活での援助、基本的な生活必需品や薬などを避難時に備え、災害時も地域の高齢者を見守る仕組みをつくる</li><li>・福祉避難所の整備により、避難行動要支援者の避難所生活の改善を図る</li><li>・防災・防犯や交通安全に対する知識の普及・啓発を図る</li></ul>

### 主な取り組み事例

- ・総合防災訓練の実施
- ・災害時避難行動要支援者名簿の整備
- ・災害時避難行動要支援者避難支援プランの作成
- ・福祉避難所の整備
- ・民間老人福祉施設等との協定による福祉避難所の確保

## 基本目標7 地域福祉の充実

### 基本方針1 官民協働による福祉活動の充実

#### 【施策の方向】

一人暮らしの高齢者や障害者など地域で孤立しがちな人々も社会的なつながりを確保し、生涯を通じて自分らしく充実した生活を安心して送ることができる福祉社会の実現に向けて、行政だけでなく市民や社会福祉協議会、ボランティア・NPO等の地域で活動する団体と連携し、官民協働で幅広い支援を提供できるよう福祉活動の充実を図ります。

	取り組むべき内容
市民や地域の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 行政区と民生児童委員の連携を強化する</li> <li>• ボランティア情報を活用し、積極的にボランティア活動に参加する</li> <li>• ボランティア等の社会貢献活動や各種募金、福祉団体等への寄付等の助け合い活動に対して理解し、可能な範囲で協力する</li> <li>• 福祉に関する勉強会や研修会、ボランティア育成講座に参加する</li> </ul>
関係事業者の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>• ボランティアコーディネーターの配置など、社会福祉協議会が運営するボランティアセンターを充実させ、支援を必要とする人と支援する人のニーズをコーディネートする機能の強化を図る</li> <li>• ボランティア活動の情報提供やPRに努める</li> <li>• 地域の行事に関心をもち積極的に参加、協力する</li> <li>• 社会福祉協議会等によるボランティア研修会等を実施する</li> <li>• 平時から、災害時に備えた災害ボランティアセンターの機能拡充と強化、必要資機材の準備、住民への周知や研修会の実施、関係機関との連携に努める</li> </ul>
行政の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 市民自らが地域福祉の担い手として活動できるよう支援する</li> <li>• 社会福祉協議会や民生児童委員と連携し、援助を必要とする人や生活困窮者の実態把握に取り組み、自立に向けた支援をする</li> <li>• 社会福祉協議会やボランティア・NPO団体等の新たな取り組みや公益的な取り組み、活動拠点に関する支援のほか、コーディネート機能や地域福祉を支える基盤体制の強化のための支援を行う</li> <li>• 地域活動が効果的な活動となるよう、情報共有の場や講習会への支援のほか、活動に必要な情報提供等を行う</li> </ul>

#### 主な取り組み事例

- ボランティアセンターへの支援強化
- ボランティアセンターでの情報提供
- 民生児童委員や行政区長との連携

## 基本方針2 地域福祉を担う人材等の育成と支援

### 【施策の方向】

地域の支えあいによる福祉活動を促進するため、地域で活動できる人材や団体等の育成を推進するとともに、社会福祉協議会の基盤整備を強化し、ボランティアをはじめとした地域福祉活動等の活性化を目指します。

	取り組むべき内容
市民や地域の役割	<ul style="list-style-type: none"><li>・地域で活動している団体についての理解を深める</li><li>・行政区等で実施する活動に参加する</li></ul>
関係事業者の役割	<ul style="list-style-type: none"><li>・ボランティア団体の活動を広く周知しPRに努める</li><li>・社会福祉協議会はボランティアの研修会や事業を継続し、ボランティア団体の育成支援に努める</li><li>・災害ボランティアの養成、災害ボランティアセンターの周知に努める</li></ul>
行政の役割	<ul style="list-style-type: none"><li>・民生児童委員及び関係機関との連携を図る</li><li>・社会福祉協議会への助成を行う</li><li>・実情に応じた相談・援助や福祉サービス向上のため、民生児童委員に対する研修会を実施する</li><li>・NPO やボランティアなどの人的資源の育成と活動の活性化、ボランティアセンターの機能拡充に取り組む</li><li>・社会福祉協議会やボランティア・NPO団体等に対する情報共有の場や講習会への支援を行う</li></ul>

### 主な取り組み事例

- ・民生児童委員協議会委員活動への支援
- ・民生児童委員や行政区長との連携
- ・中学生のボランティア体験の継続的な支援
- ・田村市社会福祉協議会への支援

### 基本方針3 包括的な支援体制の整備

#### 【施策の方向】

複雑化・多様化した課題や「制度の狭間」の問題等、様々な困難を抱える方が住み慣れた地域で安心して生活していけるよう、保健・医療・介護・福祉など関係各課との横断的な連携体制を構築するとともに、産業、防犯・防災、社会教育、交通、多文化共生など福祉分野以外との分野を超えた庁内外のあらゆる関係団体との連携を強化することで、包括的な支援体制を整備します。

また、地域住民や福祉団体など多様な主体が積極的に参画し、連携・協力しながらともに支えあう地域づくりを進めることで、性別や年齢、家庭環境、障害の有無などにかかわらず、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、自分らしく暮らすことのできる地域共生社会の実現を目指します。

	取り組むべき内容
市民や地域の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・困っている人を見かけたら積極的に支援する</li> <li>・地域の活動や話し合いの場に参加する</li> <li>・地域包括支援センターをはじめとした地域福祉の拠点を積極的に活用する</li> </ul>
関係事業者の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他の関係事業者や活動団体との積極的な意見交換や情報共有を進める</li> <li>・他の関係事業者や活動団体、行政等と連携し、地域課題の解決に取り組む</li> </ul>
行政の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人や世帯の状態にかかわらず相談を受け止める「断らない相談支援」を推進する</li> <li>・庁内外のあらゆる関係団体と連携し、様々な困難を抱える方の課題解決や居住場所、就労、活躍の場の確保等を推進する</li> <li>・事業の効果・効率性などの向上に向け、介護・障害・子ども等の複数事業の一体的な実施を検討する</li> <li>・地域における多世代の交流や多様な活躍の場を確保するなど地域づくりを支援する</li> </ul>

#### 主な取り組み事例

- ・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ・重層的な支援体制の整備



# 第5章

## 計画の推進



# 第5章 計画の推進

## 1 関係機関との協働による推進体制

地域福祉の推進に向けて、従来からの経緯や慣例にとらわれることなく、新たな視点に立ち、効率的で合理的な観点から事務事業を推進する必要があります。そのためには、行政のみならず市民、ボランティア・NPO、社会福祉法人をはじめとする福祉サービス事業者、社会福祉協議会等の計画に関係するすべての人が共通の理解を持つことが重要であり、これら関係機関と意識や情報を共有しながら計画を推進します。

その中でも田村市社会福祉協議会は、地域福祉推進の中心的な役割を担う団体として普及啓発、人材育成、支援事業など様々な事業を展開しており、今後も地域住民への総合的かつ具体的な支援が期待されることから、同協議会が策定する「地域福祉活動計画」と相互に連携を図りながら施策を推進します。

## 2 計画の進行管理及び普及啓発

### (1) 計画の進行管理

本計画の推進にあたっては、時代の変化に対して鋭敏で最善のまちづくりを進めることが肝要であることから、各施策の進捗状況を把握し、今後の社会情勢の変化や法改正に伴い生じる問題点などに対応しながら進行管理を行います。

その方法としては、田村市総合計画（後期基本計画）における施策ごとのまちづくり指標や、※PDCAサイクルにて実施状況や進捗状況の評価検証をすることにより進行管理を行い、関係各課との連携を目指します。

※PDCA（Plan 計画、Do 実施、Check 評価、Action 改善）

### (2) 計画の普及啓発

本計画の基本理念である「地域で支えあい みんな元気で 安心して暮らせるまち田村市」の実現には、関係するすべての方が共通理解を持ち、地域に参画し連携・協働しながら取り組んでいくことが重要であり、そのためには本計画について、繰り返し普及・啓発を図ることが重要です。

広報誌やホームページなどへの地域福祉に関する情報の掲載、学校教育の場や生涯学習の場における福祉教育の実施、出前講座の開催等、様々な媒体や機会を活用し、地域に広く計画並びに地域福祉の考えについて周知を図り、理解と参加・協力を求めています。



# 資料編



# 資料編

## 1 田村市地域福祉計画策定委員会

### 田村市地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条に基づき、協働により地域福祉の総合的な推進を図る田村市地域福祉計画(以下「計画」という。)を策定するため、田村市地域福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 計画に係る調査等に関すること。
- (3) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織し、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健福祉・医療関係者
- (3) 地域活動団体等関係者
- (4) 公募市民
- (5) その他市長が指名する者

2 委員は、当該計画の策定が終了したときに解任されるものとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、会議の議長となる。

(意見の聴取等)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、保健福祉部社会福祉課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

### 田村市地域福祉計画策定委員会委員名簿

(任期 令和2年7月29日から計画の策定が終了するまで)

※敬称略

番号	氏名	団体役職等	区分	備考
1	安藤 一英	田村市健康づくり推進協議会長	学識経験者	
2	管野 公治	田村市障害者地域総合支援協議会長		
3	助川 英治	田村市地域包括支援センター運営協議会及び 田村市地域密着型サービス運営委員会委員長		
4	和田 正明	田村市子ども・子育て会議		
5	松崎 ケイ子	田村市民生児童委員連絡協議会長	保健福祉・医療関係者	副委員長
6	坪井 都一	社会福祉法人 田村市社会福祉協議会長		委員長
7	渡辺 剛志	社会福祉法人 田村福祉会理事長		
8	佐藤 剛	NPO 法人 あびくまヒューマンネット絆 就労支援センター船引		
9	石井 貴子	田村市母子保健推進員	地域活動団体等関係者	
10	渡邊 春子	田村市食生活改善推進協議会長		
11	安齋 博勝	田村市支え合う地域づくり協議体委員長		
12	今泉 清司	田村市行政区長連合会長		

## 2 田村市地域福祉計画策定検討会・作業部会

### 田村市地域福祉計画策定検討会設置要綱

#### (設置)

第1条 田村市地域福祉計画（以下「計画」という。）の策定に当たり、庁内等で連携し必要な事項や施策の検討及び推進を図るため、田村市地域福祉計画策定検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

#### (所掌事務)

第2条 検討会は、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 計画の内容に関すること。
- (2) 関係機関及び関係団体との連絡調整に関すること。
- (3) 計画に係る調査等に関すること。
- (4) その他必要な事項に関すること。

#### (組織)

第3条 検討会は、会長、副会長及び会員をもって組織する。

2 会長は保健福祉部長をもってあて、副会長は社会福祉課長をもってあてる。

3 会員は次に掲げる者をもってあてる。

- (1) 各課長等及び社会福祉法人田村市社会福祉協議会の担当職員
- (2) その他会長が指名する者

第4条 会長は、検討会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

#### (会議)

第5条 検討会は、必要に応じて会長が招集し、会議の議長となる。

#### (意見の聴取等)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

#### (庶務)

第7条 検討会の庶務は、保健福祉部社会福祉課において処理する。

#### (補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

#### 附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

## 田村市地域福祉計画策定作業部会設置要綱

(設置)

第1条 田村市地域福祉計画（以下「計画」という。）の策定に当たり必要な事項や施策の検討及び推進を図るため、田村市地域福祉計画策定作業部会（以下「部会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 部会は、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 計画内容の検討及び計画案の作成に関すること。
- (2) 計画策定に係る調査及び研究等に関すること。
- (3) 関係機関及び関係団体との連絡調整に関すること。
- (4) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 部会は、部会長、副部会長及び部会員をもって組織する。

2 部会長は社会福祉課長補佐をもってあて、副部会長は社会福祉課社会福祉係長をもってあてる。

3 部会員は次に掲げる者をもってあてる。

- (1) 保健福祉部各係長及び社会福祉法人田村市社会福祉協議会の担当職員
- (2) その他部会長が指名する者

第4条 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。

2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 部会は、必要に応じて部会長が招集し、会議の議長となる。

(意見の聴取等)

第6条 部会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 部会の庶務は、保健福祉部社会福祉課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附 則

この告示は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

## 田村市地域福祉計画策定検討会・作業部会会員名簿

## 【田村市地域福祉計画策定検討会 会員名簿】

番号	所属	職
1	保健福祉部	保健福祉部長
2		社会福祉課長
3		こども未来課長
4		保健課長
5		高齢福祉課長
6	田村市社会福祉協議会	事務局長

## 【田村市地域福祉計画策定作業部会 会員名簿】

番号	所属	職
1	社会福祉課	課長補佐・社会福祉係
2		障害福祉係
3	こども未来課	子育て応援係
4		こども育成係
5	保健課	母子保健係
6		健康増進係
7	高齢福祉課	介護保険係
8		高齢福祉係
9		地域ケア推進係
10	田村市社会福祉協議会	総務課



---

## 第2次田村市地域福祉計画

令和3年3月

発行者 田 村 市  
編 集 保健福祉部 社会福祉課  
〒963-4393  
田村市船引町船引字畑添 76 番地 2  
電話：0247-81-2273

---